

令和6年2月29日開会

①

令和6年第1回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和6年第1回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第1号議案 令和6年度茨城県一般会計予算	1
第2号議案 令和6年度茨城県競輪事業特別会計予算	18
第3号議案 令和6年度茨城県公債管理特別会計予算	20
第4号議案 令和6年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	22
第5号議案 令和6年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	24
第6号議案 令和6年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	26
第7号議案 令和6年度茨城県国民健康保険特別会計予算	28
第8号議案 令和6年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	30
第9号議案 令和6年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	32
第10号議案 令和6年度茨城県農業改良資金特別会計予算	34
第11号議案 令和6年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	36
第12号議案 令和6年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	38
第13号議案 令和6年度茨城県港湾事業特別会計予算	40
第14号議案 令和6年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算	42
第15号議案 令和6年度茨城県病院事業会計予算	44
第16号議案 令和6年度茨城県水道事業会計予算	48
第17号議案 令和6年度茨城県工業用水道事業会計予算	51
第18号議案 令和6年度茨城県地域振興事業会計予算	53
第19号議案 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	55
第20号議案 令和6年度茨城県流域下水道事業会計予算	57
第21号議案 茨城県職員定数条例の一部を改正する条例	59
第22号議案 職員の勤務時間に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する 条例	60
第23号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	61
第24号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	63
第25号議案 茨城県県税条例の一部を改正する条例	74
第26号議案 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例	76
第27号議案 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	77
第28号議案 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	78
第29号議案 茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	79
第30号議案 つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	84
第31号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部を改正する条例	97
第32号議案 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	98
第33号議案 茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	101
第34号議案 茨城県立医療大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例	102

第35号議案	茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	103
第36号議案	茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	104
第37号議案	茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	105
第38号議案	医療法等に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	106
第39号議案	茨城県看護専門学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	107
第40号議案	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	108
第41号議案	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例	109
第42号議案	茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	112
第43号議案	介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	115
第44号議案	旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例	134
第45号議案	社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	135
第46号議案	児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	137
第47号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	144
第48号議案	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	154
第49号議案	社会福祉法に基づき女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例	159
第50号議案	茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	164
第51号議案	茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部を改正する条例	167
第52号議案	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	168
第53号議案	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	171
第54号議案	茨城県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	172
第55号議案	茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	173
第56号議案	茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	174
第57号議案	つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	191
第58号議案	茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	192
第59号議案	いばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	193
第60号議案	茨城県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	194
第61号議案	茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	195
第62号議案	茨城県漁港管理条例及び茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	196
第63号議案	茨城県都市公園条例の一部を改正する条例	197
第64号議案	茨城県建築基準条例の一部を改正する条例	204

第65号議案	学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	205
第66号議案	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	216
第67号議案	茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	217
第68号議案	茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	218
第69号議案	茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	219
第70号議案	包括外部監査契約の締結について	220
第71号議案	法人に対する出資について	221
第72号議案	霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	222

予 算

第1号議案

令和6年度 茨城県一般会計予算

令和6年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,251,190,267千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第18款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	418,023,167 <small>千円</small>
	1 県 民 税	121,557,103
	2 事 業 税	105,674,854
	3 地 方 消 費 税	91,199,769
	4 不 動 産 取 得 税	7,103,264
	5 県 た ば こ 税	3,732,474
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,603,010
	7 軽 油 引 取 税	32,355,019
	8 自 動 車 税	52,479,731
	9 鉱 区 税	3,586
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,283,686
	11 狩 猟 税	30,671
2 地 方 消 費 税 清 算 金		140,423,272
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	140,423,272
3 地 方 譲 与 税		56,922,826
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	52,699,230
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,492,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	100,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	537,964
	5 森 林 環 境 譲 与 税	92,632
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地方特例交付金		10,180,000
	1 地方特例交付金	10,180,000
5 地方交付税		196,974,000
	1 地方交付税	196,974,000
6 交通安全対策特別交付金		705,000
	1 交通安全対策特別交付金	705,000
7 分担金及び負担金		8,175,391
	1 分担金	679,249
	2 負担金	7,496,142
8 使用料及び手数料		15,915,036
	1 使用料	11,392,994
	2 手数料	740,588
	3 証紙収入	3,781,454
9 国庫支出金		129,837,901
	1 国庫負担金	51,712,839
	2 国庫補助金	76,188,818
	3 委託金	1,936,244
10 財産収入		1,524,042
	1 財産運用収入	852,769
	2 財産売却収入	671,273
11 寄附金		130,818
	1 寄附金	130,818
12 繰入金		45,824,520
	1 特別会計繰入金	748,451
	2 基金繰入金	45,076,069

13	繰越金		5,000,000
		1 繰越金	5,000,000
14	諸収入		138,885,494
		1 延滞金、加算金及び過料	462,771
		2 県預金利子	781
		3 公営企業貸付金元利収入	3,854
		4 貸付金元利収入	121,197,129
		5 受託事業収入	4,119,139
		6 収益事業収入	7,969,712
		7 雑収入	5,132,108
15	県債		82,668,800
		1 県債	82,668,800
	歳入合計		1,251,190,267

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,688,202
	1 議 会 費	1,688,202
2 総 務 費		36,512,225
	1 総 務 管 理 費	21,623,494
	2 徴 税 費	12,471,166
	3 市 町 村 振 興 費	1,786,870
	4 選 挙 費	17,842
	5 人 事 委 員 会 費	144,469
	6 監 査 委 員 費	168,384
	7 諸 費	300,000
3 企 画 開 発 費		14,349,520
	1 企 画 費	8,208,712
	2 開 発 費	5,513,338
	3 統 計 調 査 費	627,470
4 生 活 環 境 費		11,567,672
	1 生 活 文 化 費	1,930,726
	2 環 境 保 全 費	9,636,946
5 防 災 ・ 危 機 管 理 費		4,740,910
	1 防 災 費	4,707,660
	2 災 害 救 助 費	33,250
6 保 健 医 療 費		137,574,677
	1 保 健 医 療 費	108,694,502
	2 保 健 所 費	2,598,957

	3 医 薬 費	11,752,361
	4 環 境 衛 生 費	1,318,521
	5 公 衆 衛 生 費	13,210,336
7 福 祉 費		92,710,006
	1 福 祉 政 策 費	2,873,848
	2 生 活 保 護 費	5,022,990
	3 障 害 福 祉 費	40,280,912
	4 長 寿 福 祉 費	3,673,448
	5 児 童 福 祉 費	40,858,808
8 労 働 費		3,681,673
	1 労 働 政 策 費	638,792
	2 産 業 人 材 育 成 費	2,911,810
	3 労 働 委 員 会 費	131,071
9 農 林 水 産 業 費		42,100,775
	1 農 業 費	11,547,511
	2 畜 産 業 費	2,672,321
	3 林 業 費	6,844,228
	4 水 産 業 費	4,485,291
	5 農 地 費	16,551,424
10 営 業 戦 略 費		6,502,834
	1 営 業 企 画 ・ 広 報 費	1,000,610
	2 誘 客 ・ 販 路 拡 大 推 進 費	3,764,803
	3 国 際 ビ ジ ネ ス 推 進 費	1,737,421
11 立 地 推 進 費		18,060,836
	1 立 地 推 進 費	18,060,836

12 商 工 費		117,813,618
	1 產 業 政 策 費	112,501,279
	2 技 術 振 興 費	2,366,732
	3 中 小 企 業 費	2,945,607
13 土 木 費		98,954,561
	1 土 木 管 理 費	3,676,615
	2 道 路 橋 梁 費	59,935,467
	3 河 川 海 岸 費	20,095,150
	4 港 灣 費	5,833,352
	5 都 市 計 画 費	5,023,113
	6 住 宅 費	4,390,864
14 警 察 費		64,542,305
	1 警 察 管 理 費	58,252,765
	2 警 察 活 動 費	6,289,540
15 教 育 費		275,212,002
	1 教 育 總 務 費	58,121,120
	2 小 学 校 費	81,435,553
	3 中 学 校 費	46,032,525
	4 高 等 学 校 費	56,690,262
	5 特 別 支 援 学 校 費	26,897,124
	6 社 会 教 育 費	3,838,205
	7 保 健 体 育 費	2,197,213
16 災 害 復 旧 費		808,096
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	158,214
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,882

17 公 債 費		148,158,461
	1 公 債 費	148,158,461
18 諸 支 出 金		175,211,894
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,822,107
	2 利子割交付金	170,420
	3 地方消費税清算金	87,988,397
	4 地方消費税交付金	71,233,218
	5 配当割交付金	2,127,811
	6 株式等譲渡所得割交付金	2,498,226
	7 環境性能割交付金	1,439,552
	8 法人事業税交付金	7,867,582
	9 公営企業貸付金	64,581
19 予 備 費		1,000,000
	1 予 備 費	1,000,000
歳 出 合 計		1,251,190,267

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和6年度 至 令和16年度	元金1,180,000,000千円及びこれに対する利子相当額
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和13年度	融資総額1億5,323万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和26年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
地 方 道 路 整 備 工 事 請 負 契 約	主要地方道日立常陸太田線、日立市大久保町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	4,200,000千円
地 方 道 路 整 備 工 事 請 負 契 約	主要地方道日立常陸太田線、日立市大久保町地内の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令 和 7 年 度	500,000千円
土 浦 保 健 所 他 改 築 工 事 請 負 契 約	土浦保健所他改築工事に係る工事請負契約を締結する。	令 和 7 年 度	822,424千円
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和13年度	融資総額900万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和7年度 至 令和11年度	927,000千円

医師教育資金 利子補給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和13年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医師海外派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	18,000千円
循環器内科医海外 研修事業費補助	茨城県循環器内科医海外研修費補助金制度に基づき、常陸大宮済生会病院循環器内科で勤務する医師が海外研修を行う場合に、研修費用を助成する。	自 令和7年度 至 令和11年度	43,200千円
地域医療薬剤師修学 資金貸与契約	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和7年度 至 令和12年度	14,400千円
創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	38,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	47,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	39,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	1,017,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和18年度	71,000千円

再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	44,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	2,100千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和21年度	56,000千円
失業者等生活資金 融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和12年度	1,250千円
離職者等再就職訓練 業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	16,082千円
離職者等再就職訓練 業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	3,300千円
情報テクノロジー大学校(仮称) 新棟建設工事 請負契約	情報テクノロジー大学校(仮称)の新棟建設に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	1,502,918千円
野菜価格安定対策 事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和6年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和6年度 至 令和7年度	257,701千円
農業近代化資金 利子補給	農業近代化資金通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和26年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額

農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和21年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給 (現年災分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和6年度において3億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和7年度 至 令和18年度	融資総額3億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償 (現年災分)	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和9年度以降	120,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和6年度 至 令和26年度	31,250千円
農業総合センター 生物工学研究所 受変電設備更新工事 請負契約	農業総合センター生物工学研究所に設置している受変電設備の更新に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	133,950千円
漁業近代化資金等利子補給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和29年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和6年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和7年度 至 令和9年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
農村地域防災減災事業工事請負契約	山川沼2期地区の機械設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	120,000千円
県営かんがい排水事業工事請負契約	上備前川排水機場地区の排水ポンプ設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	380,000千円

県営かんがい排水事業工事請負契約	長井戸沼湛水防除機場2期地区の除塵機設備工事に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	340,000千円
地方道路整備費用負担契約	主要地方道常陸那珂港山方線、那珂郡東海村船場地区内の船場こ線橋（仮称）の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和9年度	1,850,000千円
地方道路整備工事請負契約	一般国道245号、日立市水木町地区内の外3箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	1,700,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般国道355号、笠間市大田地区内の諏訪跨線橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和9年度	1,100,000千円
地方道路整備費用負担契約	主要地方道那珂湊那珂線、ひたちなか市武田地区内の武田橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	500,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般県道八代庄兵衛新田線、龍ヶ崎市庄兵衛新田地区内の竜ヶ崎大橋の橋梁耐震に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和10年度	1,400,000千円
地方道路整備費用負担契約	主要地方道竜ヶ崎潮来線、龍ヶ崎市小通幸谷地区内の源橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	300,000千円
国補河川改修工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先外5箇所の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	700,000千円
県営住宅建設工事請負契約	桜川西アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和7年度	398,400千円
県立学校校舎賃貸借契約	県立伊奈特別支援学校外2校の増築校舎に係る賃貸借契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和17年度	2,627,000千円
自然博物館展覧会開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	4,233千円
近代美術館展覧会開催業務委託契約	近代美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	2,200千円

陶芸美術館展覧会 開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	1,540千円
教員選考試験問題 作成等業務委託契約	令和7年度に実施する茨城県公立学校教員選考試験の問題作成等業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	8,767千円
古河警察署建設 工事請負契約	古河警察署の建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和7年度 至 令和8年度	3,745,046千円
放置車両確認等 事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	35,485千円
次期財務会計システム 構築業務委託契約	次期財務会計システム構築業務に係る委託契約を締結する。	令和7年度	193,600千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	313,600	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	363,500			
土地改良事業	2,726,000			
河川事業	12,643,300			
海岸整備事業	209,400			
砂防事業	73,500			
急傾斜地崩壊対策事業	142,000			
港湾整備事業	1,981,300			
道路橋梁整備事業	23,471,600			
街路事業	427,100			
空港整備事業	12,600			
放課後児童クラブ整備事業	114,100			
産業技術専門学院整備事業	20,500			
いばらき就職支援センター整備事業	11,400			
茨城県職業人材育成センター整備事業	70,800			
体育施設整備事業	172,500			
公営住宅建設事業	916,700			
過年補助災害復旧事業	16,800			
現年補助災害復旧事業	176,200			
過年直轄災害復旧事業	81,000			
現年直轄災害復旧事業	29,800			
単独災害復旧事業	173,300			
保護施設整備事業	35,600			
児童福祉施設整備事業	210,800			

老人福祉施設整備事業	473,400			
障害福祉施設整備事業	6,370,000			
総合福祉会館整備事業	136,000			
県庁舎等整備事業	104,300			
大気汚染監視機器整備事業	11,800			
交通安全施設整備事業	1,121,200			
警察施設整備事業	1,657,400			
公園事業	541,400			
高校整備事業	3,818,100			
文化施設整備事業	316,600			
社会教育施設整備事業	86,900			
特別支援学校整備事業	1,305,100			
空港周辺整備事業	39,600			
地域鉄道設備等整備事業	93,000			
災害救助対策事業	3,600			
消防施設整備事業	233,900			
県立医療大学設備整備事業	300,200			
農業大学校施設整備事業	30,600			
農業総合センター施設整備事業	74,200			
原種苗センター整備事業	29,700			
情報テクノロジー大学校(仮称)整備事業	684,200			
県民文化センター施設整備事業	164,000			
霞ヶ浦環境科学センター整備事業	26,600			
園芸リサイクルセンター整備事業	42,300			
畜産センター施設整備事業	27,600			
家畜保健衛生所施設整備事業	40,800			
保健所施設整備事業	412,000			

いばらき予防医学プラザ 整備事業	107,800				
公共処分場整備事業	1,969,600				
地域活性化事業	241,800				
防災対策事業	551,000				
合併特例事業	1,157,600				
地方道路等整備事業	4,938,200				
緊急防災・減災事業	568,500				
上水道事業出資金	2,489,000				40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	7,100,000				} 30年以内 (据置期間を含む。)
退職手当債	1,000,000				
災害援護資金貸付金	7,400	普通貸借	無利子	12年以内 (据置期間を含む。)	
合計	82,668,800				

第2号議案

令和6年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和6年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,248,172千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		20,248,172 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 収 入	19,509,346
	2 繰 入 金	178,131
	3 繰 越 金	560,695
歳 入 合 計		20,248,172

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		20,248,172 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	19,583,060
	2 積 立 金	42
	3 繰 出 金	200,000
	4 予 備 費	465,070
歳 出 合 計		20,248,172

第3号議案

令和6年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和6年度公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,034,422千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	千円 120,314,500	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
計	120,314,500			

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		187,034,422 ^{千円}
	1 財 産 収 入	190,383
	2 繰 入 金	66,529,539
	3 県 債	120,314,500
歳 入 合 計		187,034,422

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		187,034,422 ^{千円}
	1 公 債 費	187,034,422
歳 出 合 計		187,034,422

第4号議案

令和6年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和6年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ868,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		868,000 ^{千円}
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	867,999
歳 入 合 計		868,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		868,000 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	600,000
	2 繰 出 金	267,000
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		868,000

第5号議案

令和6年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和6年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,451,981千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 収 入		2,451,981 ^{千円}
	1 事 業 収 入	908,261
	2 財 産 収 入	891,613
	3 繰 越 金	255,106
	4 諸 収 入	395,796
	5 使 用 料	1,205
歳 入 合 計		2,451,981

歳 出

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 費		2,451,981 ^{千円}
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	1,735,405
	2 公 債 費	706,576
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		2,451,981

第6号議案

令和6年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計予算

令和6年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,281,755千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学附属病院整備事業	千円 39,800	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	39,800			

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 収 入		3,281,755 ^{千円}
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,836,934
	2 財 産 収 入	1,294
	3 繰 入 金	1,358,097
	4 繰 越 金	30,000
	5 諸 収 入	15,630
	6 県 債	39,800
歳 入 合 計		3,281,755

歳 出

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 学 費		3,281,755 ^{千円}
	1 病 院 運 営 費	2,734,956
	2 研 究 研 修 費	22,212
	3 公 債 費	522,087
	4 予 備 費	2,500
歳 出 合 計		3,281,755

第7号議案

令和6年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和6年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ245,452,715千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		245,452,715 ^{千円}
	1 負担金	79,997,713
	2 国庫支出金	67,631,717
	3 財産収入	32
	4 繰入金	15,550,543
	5 繰越金	4,469,194
	6 諸収入	77,803,516
歳入合計		245,452,715

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		245,452,715 ^{千円}
	1 国民健康保険費	244,279,194
	2 積立金	1,173,421
	3 予備費	100
歳出合計		245,452,715

第 8 号議案

令和 6 年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和 6 年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360,264千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 29 日 提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		360,264 ^{千円}
	1 繰入金	619
	2 貸付返納金	109,735
	3 繰越金	249,833
	4 諸収入	77
歳入合計		360,264

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		360,264 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	168,897
	2 予備費	191,367
歳出合計		360,264

第9号議案

令和6年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和6年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,194,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		1,194,111 ^{千円}
	1 繰 入 金	19,663
	2 繰 越 金	5,319
	3 諸 収 入	1,169,129
歳 入 合 計		1,194,111

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		1,194,111 ^{千円}
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	1,190,511
	2 予 備 費	3,600
歳 出 合 計		1,194,111

第10号議案

令和6年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和6年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,853千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農業改良資金収入		19,853 ^{千円}
	1 繰入金	4,375
	2 繰越金	208
	3 諸収入	15,270
歳入合計		19,853

歳 出

款	項	金 額
1 農業改良資金支出		19,853 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	15,458
	2 業務勘定支出	4,389
	3 予備費	6
歳出合計		19,853

第11号議案

令和6年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和6年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		155,343 ^{千円}
	1 繰入金	342
	2 繰越金	154,001
	3 諸収入	1,000
歳入合計		155,343

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		155,343 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	154,000
	2 業務勘定支出	343
	3 予備費	1,000
歳出合計		155,343

第12号議案

令和6年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,345千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,345 ^{千円}
	1 繰 入 金	1,341
	2 繰 越 金	54,522
	3 諸 収 入	15,482
歳 入 合 計		71,345

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,345 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	70,000
	2 業 務 勘 定 支 出	1,341
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,345

第13号議案

令和6年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和6年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,901,351千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 7,566,400	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	7,566,400			

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		11,901,351 ^{千円}
	1 使 用 料	1,699,381
	2 財 産 収 入	425,199
	3 繰 入 金	1,782,539
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	425,832
	6 県 債	7,566,400
歳 入 合 計		11,901,351

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		11,901,351 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	127,004
	2 港 湾 管 理 費	1,796,288
	3 港 湾 振 興 費	53,399
	4 港 湾 建 設 費	6,665,200
	5 公 債 費	3,257,460
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		11,901,351

第14号議案

令和6年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,507,501千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 877,000	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
土地区画整理関連事業	11,596,600			
計	12,473,600			

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		23,507,501 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	10
	2 国庫支出金	18,755
	3 負担金	203,000
	4 財産収入	6,025,755
	5 繰入金	2,749,000
	6 繰越金	1,500,532
	7 諸収入	536,849
	8 県債	12,473,600
歳 入 合 計		23,507,501

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		23,507,501 ^{千円}
	1 T X 沿線開発事業費	17,744,254
	2 島名・福田坪開発事業費	1,788,952
	3 上河原崎・中西開発事業費	3,933,811
	4 阿見・吉原開発事業費	40,484
歳 出 合 計		23,507,501

第15号議案

令和6年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	387人	年間	141,352人
外来	1日平均	975人	年間	236,850人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数 537床 (稼働病床数276床)

(2) 患者数

入院	1日平均	220人	年間	80,215人
外来	1日平均	299人	年間	72,657人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数 115床

(2) 患者数

入院	1日平均	104人	年間	37,795人
外来	1日平均	213人	年間	51,764人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	123,200千円
第1項 医業外収益	123,200千円
第2款 中央病院事業収益	21,599,586千円
第1項 医業収益	18,428,013千円
第2項 医業外収益	3,161,573千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,178,635千円
第1項 医業収益	3,138,382千円
第2項 医業外収益	1,039,253千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,344,793千円
第1項 医療収益	52,822千円
第2項 医療外収益	1,290,971千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	123,200千円
第1項 医療費用	123,195千円
第2項 医療外費用	5千円
第2款 中央病院事業費用	21,570,365千円
第1項 医療費用	21,348,858千円
第2項 医療外費用	201,507千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター 事業費用	4,132,713千円
第1項 医療費用	4,052,989千円
第2項 医療外費用	72,724千円
第3項 特別損失	6,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,317,281千円
第1項 医療費用	1,249,840千円
第2項 医療外費用	65,441千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,049,546千円は、過年度分損益勘定留保資金425,807千円及び当年度分損益勘定留保資金623,739千円で補てんする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入	1,495,116千円
第1項 企業債	1,010,800千円
第2項 負担金	474,316千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	198,538千円
第1項 企業債	95,600千円
第2項 負担金	102,938千円
第3款 こども病院資本的収入	600,304千円
第1項 企業債	301,000千円
第2項 負担金	267,624千円
第3項 国庫補助金	31,680千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出	2,234,581千円
第1項 建設改良費	1,362,438千円
第2項 償還金	872,143千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	308,538千円
第1項 建設改良費	102,483千円
第2項 償還金	205,875千円
第3項 投資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	800,385千円
第1項 建設改良費	332,763千円
第2項 償還金	467,622千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 1,010,800	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	95,600			
県立こども病院整備事業	301,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 13,540,071千円
- (2) 交際費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品	4,218,973千円
燃料	82,457千円
計	4,301,430千円

2 こころの医療センター事業

薬 品	139,957千円
診 療 材 料	37,994千円
燃 料	943千円
計	178,894千円

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第16号議案

令和6年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	33市町村 2企業団
(2) 年 間 総 給 水 量	145,128,975m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	397,614m ³
(4) 建 設 改 良 費	
県南西広域水道事業	7,843,366千円
鹿行広域水道事業	2,245,213千円
県中央広域水道事業	2,199,062千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	20,095,897千円
第1項 営 業 収 益	17,855,949千円
第2項 営 業 外 収 益	2,238,926千円
第3項 特 別 利 益	1,022千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	19,686,584千円
第1項 営 業 費 用	18,586,584千円
第2項 営 業 外 費 用	1,086,578千円
第3項 特 別 損 失	1,422千円
第4項 予 備 費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,763,742千円は、過年度分損益勘定留保資金8,364,789千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額398,953千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	6,448,596千円
第1項 国 庫 補 助 金	1,391,367千円
第2項 企 業 債	2,079,100千円
第3項 出 資 金	2,489,000千円
第4項 負 担 金	314,565千円
第5項 他 会 計 補 助 金	109,983千円
第6項 長 期 借 入 金	64,581千円

支 出

第1款 資本的支出	15,212,338千円
第1項 建設改良費	12,287,641千円
第2項 資産購入費	30,197千円
第3項 償還金	2,840,688千円
第4項 補助金返還金	53,812千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和7年度	5,120,133 千円
県南西広域水道建設事業工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	6,293,727
県中央広域水道建設事業工事請負契約	令和7年度	619,190
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和7年度	117,040
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和7年度	35,860
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和7年度	5,980

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	2,079,100 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,056,361千円

(2) 交 際 費 477千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、229,703千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第17号議案

令和6年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	247事業所
(2) 年間総給水量	329,816,515m ³
(3) 1日平均給水量	903,607m ³
(4) 建設改良費	
那珂川工業用水道事業	318,828千円
鹿島工業用水道事業	3,336,166千円
県南西広域工業用水道事業	4,247,900千円
県央広域工業用水道事業	3,166,377千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,619,228千円
第1項 営業収益	12,330,663千円
第2項 営業外収益	1,288,565千円
支 出	
第1款 事業費用	12,224,314千円
第1項 営業費用	11,643,493千円
第2項 営業外費用	570,321千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,891,374千円は、過年度分損益勘定留保資金5,391,895千円、当年度分消費税等資本的収支調整額314,128千円及び建設改良積立金185,351千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	6,822,537千円
第1項 国庫補助金	416,000千円
第2項 企業債	6,023,000千円
第3項 負担金	383,537千円
支 出	
第1款 資本的支出	12,713,911千円
第1項 建設改良費	11,069,271千円
第2項 資産購入費	2,084千円
第3項 償還金	1,572,622千円
第4項 補助金返還金	69,861千円

第5項 基金積立金

73千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
那珂川工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	1,000,000 ^{千円}
鹿島工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	1,957,069
県央広域工業用水道建設事業工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	2,000,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道事業	6,023,000 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 679,180千円

(2) 交 際 費 295千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、49,771千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第18号議案

令和6年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地造成事業

坂東山地区土地造成事業

土地造成費 6,494,800千円

ひたちなか地区
土地造成事業

土地造成費 8,755,900千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業収益 53,050千円

第1項 営業収益 52,995千円

第2項 営業外収益 55千円

支 出

第1款 土地造成事業費用 810,748千円

第1項 営業費用 44,941千円

第2項 営業外費用 763,407千円

第3項 特別損失 400千円

第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入 15,250,700千円

第1項 企業債 14,733,700千円

第2項 受託工事収入 517,000千円

支 出

第1款 土地造成事業資本的支出 15,250,700千円

第1項 土地造成費 15,250,700千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	千円 14,733,700	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、22,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 36,110千円

(2) 交際費 13千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	
1 取得する資産	土地	工業団地用地 (ひたちなか市新光町)	361,010㎡	
2 処分する資産	土地	工業団地 (ひたちなか市新光町)	219,000㎡	処分の態様 売払い

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第19号議案

令和6年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	44,289,377m ³
(2) 1日平均処理水量	121,341m ³
(3) 処理区域	神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区
(4) 建設改良費	2,101,663千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,488,381千円
第1項 営業収益	2,949,490千円
第2項 営業外収益	538,858千円
第3項 特別利益	33千円
支 出	
第1款 事業費用	3,330,993千円
第1項 営業費用	3,275,968千円
第2項 営業外費用	53,965千円
第3項 特別損失	60千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,016,478千円は、過年度分損益勘定留保資金872,513千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額143,965千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,479,955千円
第1項 国庫補助金	498,844千円
第2項 企業債	935,300千円
第3項 負担金	45,811千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,496,433千円
第1項 建設改良費	2,101,663千円
第2項 資産購入費	62,533千円
第3項 償還金	332,237千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	3,069,692 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鹿島臨海都市計画 下 水 道 事 業	935,300 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 204,369千円

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第20号議案

令和6年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	128,633,000m ³
(2) 1日平均処理水量	352,419m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	3,602,654千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,570,662千円
第1項 営業収益	9,766,073千円
第2項 営業外収益	7,708,102千円
第3項 特別利益	96,487千円
支 出	
第1款 事業費用	17,558,141千円
第1項 営業費用	17,084,553千円
第2項 営業外費用	421,616千円
第3項 特別損失	47,972千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,524,507千円は、過年度分損益勘定留保資金1,302,911千円、当年度分損益勘定留保資金154,810千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額66,786千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,504,207千円
第1項 国庫補助金	2,008,327千円
第2項 企業債	1,689,647千円
第3項 負担金	728,443千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	52千円
第6項 その他補助金	77,658千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,028,714千円
第1項 建設改良費	3,602,654千円

第2項 資産購入費	15,771千円
第3項 償還金	2,410,253千円
第4項 基金積立金	36千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	778,320 ^{千円}
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	1,409,100
那珂久慈流域下水道工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	4,022,920
霞ヶ浦水郷流域下水道工事請負契約	自 令和7年度 至 令和8年度	480,600
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令 和 7 年 度	53,620

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業	1,689,647 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 528,652千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,387,631千円である。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例 ・ その他

第21号議案

茨城県職員定数条例の一部を改正する条例

茨城県職員定数条例（昭和35年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「1,200人」を「1,236人」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第22号議案

職員の勤務時間に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(次項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

4 任命権者は、職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第5条中「第3条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第3条第2項」の次に「から第4項まで」を加える。

第6条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第9条第1項中「第3条第2項」の次に「から第4項まで」を加える。

(市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例(昭和46年茨城県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条中「まで(」の次に「第3条第3項及び第4項並びに」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「、第4条及び」を「及び第4項、第4条並びに」に改める。

第16条第3項中「第3条第2項」の次に「から第4項まで」を加え、同条第4項中「、第4条及び」を「及び第4項、第4条並びに」に改める。

第20条の3第1項中「、第4条及び」を「及び第4項、第4条並びに」に改める。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第23号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「単身赴任手当」の次に「, 在宅勤務等手当」を加え、「あつて, 期末手当」を「あつて, 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち,」を「第12条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(」に改め、「定める職員」の次に「に限る。)」を加える。

第12条の5の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第12条の6 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において, 正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを, 人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には, 在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は, 3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか, 在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は, 人事委員会規則で定める。

第13条第2項の表備考中「前条第1項」を「第12条の5第1項」に改める。

第23条の2第4項中「, 第22条の4」を削り、同条第5項中「, 第13条」を「から第13条まで」に、「, 第20条の3及び第22条の4」を「及び第20条の3」に改める。

第24条第3項中「第22条の3」を「第22条の4」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年茨城県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「及び第3項」の次に「, 第12条の6第1項」を、「単身赴任手当」の次に「, 在宅勤務等手当」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年茨城県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「, 在宅勤務等手当」を加える。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第7条の3 在宅勤務等手当は, 住居その他これに準ずる場所において, 正規の勤務時間の全部を勤務することを, 管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第19条第1項中「及び期末手当」を「, 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第20条中「期末手当」の次に「, 勤勉手当」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第12条中「職員(」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を加える。

第20条の表第10条第2項の項中「数(」の次に「第11条第2項及び」を加え、同項の次に次のように加える。

第11条第2項	次の表のとおり	， 次の表に定める額にそれぞれ算出率を乗じて得た額
---------	---------	---------------------------

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年茨城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「， 在宅勤務等手当」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第11条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第28条第1項中「及び期末手当」を「， 期末手当及び勤勉手当」に改める。

第29条中「期末手当」の次に「， 勤勉手当」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第24号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の17の項中「4,700円」を「5,300円」に改め、同表の287の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改め、同表の312の項中「3,040円」を「5,000円」に、「2,750円」を「4,500円」に改め、同表の341の項中「25,000円」を「30,000円」に改め、同表の451の2の項を同表の451の4の項とし、同表の451の項中「（昭和25年政令第338号）」を削り、同項を同表の451の3の項とし、同表の450の6の項の次に次のように加える。

451 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係に関する特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	27,000円
451の2 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限に関する特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料	27,000円

別表第1の461の項中「90,000円」を「86,000円」に、「200,000円」を「190,000円」に、「270,000円」を「260,000円」に、「400,000円」を「390,000円」に、「530,000円」を「510,000円」に、「680,000円」を「660,000円」に、「910,000円」を「870,000円」に改め、同表の463の項を次のように改める。

463 削除		
--------	--	--

別表第1の466の項中「10,000円」を「8,800円」に、「45,000円」を「43,000円」に、「90,000円」を「86,000円」に、「180,000円」を「171,000円」に、「67,000円」を「66,000円」に、「1ヘクタール未満のときは130,000円」を「1ヘクタール未満のときは125,000円」に、「210,000円」を「200,000円」に、「280,000円」を「270,000円」に、「490,000円」を「485,000円」に、「200,000円」を「190,000円」に、「530,000円」を「515,000円」に、「680,000円」を「675,000円」に改め、同表の468の項中「47,000円」を「46,000円」に改め、同表の469の項中「27,000円」を「26,000円」に改め、同表の470の項中「10,000円」を「6,900円」に改め、同表の472の項中「1,800円」を「1,700円」に、「18,000円」を「17,000円」に改め、同表の476の項及び477の2の項から477の2の5の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の477の2の6の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表の477の6の項の次に次のように加える。

477の7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項の規定に基づくマンションの管理計画の認定の申請に対する審査	管理計画認定申請手数料	長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が1である場合にあっては4,000円、長期修繕計画の数が2以上である場
--	-------------	--

		合にあっては4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
477の8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項において準用する同法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査	管理計画認定更新申請手数料	長期修繕計画の数が1である場合にあっては4,000円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
477の9 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	管理計画変更認定申請手数料	11,000円

別表第1の2の別表第1の31の4の項の次に次のように加える。

別表第1の31の5の項	120,000円	119,870円
-------------	----------	----------

別表第1の2の別表第1の88の2の項の次に次のように加える。

別表第1の92の項	140,000円	139,870円
別表第1の93の項	24,000円	23,870円
別表第1の93の2の項	130,000円	129,870円
別表第1の93の3の項	110,000円	109,870円
別表第1の93の4の項	36,000円	35,870円
別表第1の93の6の項	24,000円	23,870円
別表第1の94の項	36,000円	35,870円
別表第1の94の2の項	50,000円	49,870円
別表第1の94の3の項	7,500円	7,370円
別表第1の94の4の項	7,500円	7,370円
別表第1の94の4の2の項	7,500円	7,370円
別表第1の94の5の項	7,500円	7,370円

別表第1の2の別表第1の451の項の次に次のように加える。

別表第1の451の2の項	27,000円	26,990円
別表第1の451の3の項	27,000円	26,990円

別表第1の2の別表第1の461の項を次のように改める。

別表第1の461の項	86,000円	85,990円
	130,000円	129,990円
	190,000円	189,990円

	260,000円	259,990円
	390,000円	389,990円
	510,000円	509,990円
	660,000円	659,990円
	870,000円	869,990円

別表第1の2の別表第1の466の項を次のように改める。

別表第1の466の項	8,800円	8,780円
	22,000円	21,980円
	43,000円	42,980円
	86,000円	85,980円
	130,000円	129,980円
	171,000円	170,980円
	220,000円	219,980円
	310,000円	309,980円
	13,000円	12,980円
	31,000円	30,980円
	66,000円	65,980円
	125,000円	124,980円
	200,000円	199,980円
	270,000円	269,980円
	350,000円	349,980円
	485,000円	484,980円
	190,000円	189,980円
	270,000円	269,980円
	400,000円	399,980円
	515,000円	514,980円
675,000円	674,980円	
910,000円	909,980円	

別表第1の2の別表第1の474の項の次に次のように加える。

別表第1の476の項	4,000円	3,990円
	8,000円	7,990円
	17,000円	16,990円
	37,000円	36,990円

	67,000円	66,990円
	14,000円	13,990円
	22,000円	21,990円
	106,000円	105,990円
	133,000円	132,990円
	167,000円	166,990円
	算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、 10円を加算した額
	28,000円	27,990円
	32,000円	31,990円
	15,000円	14,990円
	16,000円	15,990円
	57,000円	56,990円
	96,000円	95,990円
	163,000円	162,990円
	234,000円	233,990円
	27,000円	26,990円
	47,000円	46,990円
	86,000円	85,990円
	130,000円	132,990円
	189,000円	188,990円
	237,000円	236,990円
	306,000円	305,990円
	437,000円	436,990円
	538,000円	537,990円
	636,000円	635,990円
	726,000円	725,990円
	72,000円	71,990円
	92,000円	91,990円
	121,000円	120,990円
	196,000円	195,990円
	257,000円	256,990円
	308,000円	307,990円
	362,000円	361,990円
別表第1の477の項	2,000円	1,990円

	4,000円	3,990円
	8,000円	7,990円
	19,000円	18,990円
	33,000円	32,990円
	7,000円	6,990円
	11,000円	10,990円
	53,000円	52,990円
	67,000円	66,990円
	83,000円	82,990円
	算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、 10円を加算した額
	14,000円	13,990円
	16,000円	15,990円
	29,000円	28,990円
	48,000円	47,990円
	82,000円	81,990円
	117,000円	116,990円
	24,000円	23,990円
	43,000円	42,990円
	65,000円	64,990円
	95,000円	94,990円
	119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円
	36,000円	35,990円
	46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円
	98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円

別表第1の2の別表第1の477の2の2の項の次に次のように加える。

別表第1の477の2の3の項	4,000円	3,990円
----------------	--------	--------

8,000円	7,990円
17,000円	16,990円
37,000円	36,990円
67,000円	66,990円
14,000円	13,990円
22,000円	21,990円
106,000円	105,990円
133,000円	132,990円
167,000円	166,990円
算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、 10円を加算した額
28,000円	27,990円
32,000円	31,990円
15,000円	14,990円
16,000円	15,990円
57,000円	56,990円
96,000円	95,990円
163,000円	162,990円
234,000円	233,990円
27,000円	26,990円
47,000円	46,990円
86,000円	85,990円
130,000円	129,990円
189,000円	188,990円
237,000円	236,990円
306,000円	305,990円
437,000円	436,990円
538,000円	537,990円
636,000円	635,990円
726,000円	725,990円
72,000円	71,990円
92,000円	91,990円
121,000円	120,990円
196,000円	195,990円
257,000円	256,990円

	308,000円	307,990円
	362,000円	361,990円
	一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額	一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額に、10円を加算した額
別表第1の477の2の4の項	2,000円	1,990円
	4,000円	3,990円
	8,000円	7,990円
	19,000円	18,990円
	33,000円	32,990円
	7,000円	6,990円
	11,000円	10,990円
	53,000円	52,990円
	67,000円	66,990円
	83,000円	82,990円
	算出した額を加算した額	算出した額を加算した額に、10円を加算した額
	14,000円	13,990円
	16,000円	15,990円
	29,000円	28,990円
	48,000円	47,990円
	82,000円	81,990円
	117,000円	116,990円
	24,000円	23,990円
	43,000円	42,990円
	65,000円	64,990円
	95,000円	94,990円
	119,000円	118,990円
	153,000円	152,990円
	218,000円	217,990円
	269,000円	268,990円
	318,000円	317,990円
	363,000円	362,990円
	36,000円	35,990円
	46,000円	45,990円
	61,000円	60,990円

	98,000円	97,990円
	128,000円	127,990円
	154,000円	153,990円
	181,000円	180,990円
477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額		第2条第2項の規定により読み替えられた477の2の3の項の(1)又は(2)に規定する額に、10円を加算した額
一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額		一の建築物につき(1)又は(2)に規定する額に、10円を加算した額

別表第1の2の別表第1の477の6の項の次に次のように加える。

別表第1の477の7の項	4,000円	3,990円
別表第1の477の8の項	4,000円	3,990円
別表第1の477の9の項	11,000円	10,990円

別表第2の1の項中「(2)に」を「(2)及び(3)に」に改め、「製造をするもの」の次に「((3)に掲げる者を除く。)」を加え、

(3) 法第5条第1項第2号に該当する者			を
(3) 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。）		6,000円	に
(4) 法第5条第1項第2号に該当する者			

改める。

別表第2の2の別表第2の1の項中

	7,400円	7,390円	を
	7,400円	7,390円	に
	6,000円	5,990円	

改める。

別表第5の2の項中「6,600円」を「7,200円」に、「4,600円」を「5,300円」に、「3,700円」を「4,200円」に改め、同表の3の項中「5,700円」を「6,600円」に、「3,800円」を「4,400円」に改め、同表の8の項中

(1) 実技試験を行う場合にあっては、次のアからカまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからカまでに定

(1) 実技試験を行う場合にあっては、次のアからエまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア イからエまでに掲げる者以外の者 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下この項において「省令」という。）第62条の3の検定職種ごとに18,200円

イ 省令第62条の3の技能検定の区分が2級の受検者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者（以下この項において「在留資格者」という。）を除く。）又は3級の受検者（法第15条の7第3項の公共職業能力開発施設及び法第27条第1項の職業能力開発総合大学の訓練生（法第15条の7第1項第1号の規定に基づく短期課程の普通職業訓練又は同項第2号若しくは第3号の規定に基づく専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）、法第25条の職業訓練施設の訓練生（就職している者及び法第15条の7第1項第1号の規定に基づく短期課程の普通職業訓練又は同項第2号若しくは第3号の規定に基づく専門短期課程若しくは応用短期課程

める額

ア イからエまでに掲げる者以外の者 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下この項において「省令」という。）第62条の3の検定職種ごとに18,200円

イ 省令第62条の3の技能検定の区分が3級の受検者（法第15条の7第3項の公共職業能力開発施設及び法第27条第1項の職業能力開発総合大学の訓練生（法第15条の7第1項第1号の規定に基づく短期課程の普通職業訓練又は同項第2号若しくは第3号の規定に基づく専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）、法第25条の職業訓練施設の訓練生（就職している者及び法第15条の7第1項第1号の規定に基づく短期課程の普通職業訓練又は同項第2号若しくは第3号の規定に基づく専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校、中等教育学校（同法第66条の後期課程に限る。以下この項において同じ。）、特別支援学校（同法第76条第2項の高等部に限る。）、大学及び高等専門学校並びに同法第124条の専修学校及び同法第134条第1項の各種学校の在校生並びに外国の学校であって同法第1条の高等学校、中等教育学校及び大学と

の高度職業訓練を受けている者を除く。), 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の高等学校, 中等教育学校(同法第66条の後期課程に限る。以下この項において同じ。), 特別支援学校(同法第76条第2項の高等部に限る。), 大学及び高等専門学校並びに同法第124条の専修学校及び同法第134条第1項の各種学校の在校生並びに外国の学校であって同法第1条の高等学校, 中等教育学校及び大学と同等以上と認められるものの在校生(以下この項において「訓練生等」という。)並びに訓練生等以外の者であって在留資格者であるものを除く。)であって, 当該技能検定試験が行われる日(以下この項において「試験日」という。)の属する年度の4月1日において25歳未満のもの(知事が指定する日において在職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。以下この項において同じ。)であるものに限る。) 省令第62条の3の検定職種ごとに9,200円

ウ 省令第62条の3の技能検定の区分が3級の受検者(訓練生等であって, エに掲げる者以外の者であるものに限る。) 省令第62条の3の検定職種ごとに12,100円

エ 省令第62条の3の技能検定の区分が3級の受検者(訓練生等であって, 在留資格者以外の者であ

を

同等以上と認められるものの在校生(以下この項において「訓練生等」という。)並びに訓練生等以外の者であって, 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者(以下この項において「在留資格者」という。)であるものを除く。)であって, 当該技能検定試験が行われる日(以下この項において「試験日」という。)の属する年度の4月1日において23歳未満のもの(知事が指定する日において在職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。以下この項において同じ。)であるものに限る。) 省令第62条の3の検定職種ごとに9,200円

ウ 省令第62条の3の技能検定の区分が3級の受検者(訓練生等であって, エ及びオに掲げる者以外の者であるものに限る。) 省令第62条の3の検定職種ごとに12,100円

エ 省令第62条の3の技能検定の区分が3級の受検者(訓練生等であって, 在留資格者以外の者であるものに限る。)であって, 試験日の属する年度の4月1日において23歳未満のもの(知事が指定する日において在職者であるものに限る。) 省令第62条の3の検定職種ごとに3,100円

オ 省令第62条の3の技能検定の区分が3級の受検

に改め、同表の10の2の項中「16,000円」を

るものに限る。)であって、試験日の属する年度の4月1日において25歳未満のもの(知事が指定する日において在職者であるものに限る。)省令第62条の3の検定職種ごとに3,100円

者(訓練生等であって、エに掲げる者及び在留資格者以外の者であるものに限る。)であって、試験日の属する年度の4月1日において23歳未満のもの省令第62条の3の検定職種ごとに7,600円
カ 省令第62条の3の技能検定の区分が3級の受検者(在留資格者及びイからオまでに掲げる者を除く。)であって、試験日の属する年度の4月1日において23歳未満のもの省令第62条の3の検定職種ごとに13,700円

「17,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の17の項並びに別表第5の2の項及び3の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(茨城県証紙条例の一部改正)

- 2 茨城県証紙条例(昭和39年茨城県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

172 マンション管理計画認定申請手数料

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第25号議案

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に、「その収納の事務」を「同項に規定する公金事務」に改める。

第22条第5項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

付則第18条第1項の表第1項第5号イの項を削り、同表第1項第5号ウの項中

24,000円	27,600円	
第1号	付則第18条第1項の規定による読替え後の第1号	を

第1号	付則第18条第1項の規定による読替え後の第1号	に改める。
-----	-------------------------	-------

付則第18条の2第1項中「令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車」の次に「若しくは特種用途自動車（第71条の9第1項第5号イ及びウ（ア）に規定するもので、自家用のものに限る。以下この項において同じ。）」を、「同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車」の次に「又は特種用途自動車」を、「供されたことがある自家用の乗用車」の次に「若しくは特種用途自動車」を加え、「の区分」を「又は特種用途自動車の区分」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 自家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）

ア 総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車	年額 29,500円
イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額 34,500円
ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額 39,500円
エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額 45,000円
オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額 51,000円
カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額 58,000円
キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額 66,500円
ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額 76,500円
ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額 88,000円
コ 総排気量が6リットルを超えるもの	年額 111,000円

(2) 特種用途自動車（3輪の小型自動車であるものを除く。）

ア キャンピング車	
（ア） 総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車	年額 23,600円
（イ） 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額 27,600円
（ウ） 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額 31,600円
（エ） 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額 36,000円
（オ） 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額 40,800円
（カ） 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額 46,400円

- (キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 53,200円
 (ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 61,200円
 (ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 70,400円
 (コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 88,800円

イ 乗用車に類するもので乗車定員が4人以上のもの

(ア) 教習車 年額 26,500円

(イ) その他のもの 前号に規定する当該額

付則第18条の2第1項第3号から第10号までを削り、同条第2項中「自家用の乗用車」を「自動車」に改め、同項の表中「第1号」を「第1号ア」に、「第2号」を「第1号イ」に、「第3号」を「第1号ウ」に、「第4号」を「第1号エ」に、「第5号」を「第1号オ」に、「第6号」を「第1号カ」に、「第7号」を「第1号キ」に、「第8号」を「第1号ク」に、「第9号」を「第1号ケ」に、「第10号」を「第1号コ」に改め、同表に次のように加える。

第2号ア(ア)	23,600円	27,100円
第2号ア(イ)	27,600円	31,700円
第2号ア(ウ)	31,600円	36,300円
第2号ア(エ)	36,000円	41,400円
第2号ア(オ)	40,800円	46,900円
第2号ア(カ)	46,400円	53,300円
第2号ア(キ)	53,200円	61,100円
第2号ア(ク)	61,200円	70,300円
第2号ア(ケ)	70,400円	80,900円
第2号ア(コ)	88,800円	102,100円
第2号イ(ア)	26,500円	30,400円
第2号イ(イ)	前号	付則第18条の2第2項の規定による読替え後の前号

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の2第2項及び第22条第5項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の茨城県県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第26号議案

茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（平成15年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第27号議案

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を 改正する条例

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第28号議案

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例

(茨城県監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 茨城県監査委員に関する条例（昭和39年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(茨城県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 茨城県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第60号）第5条
- (2) 茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）第8条
- (3) 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和45年茨城県条例第35号）第4条

(茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第3条 茨城県知事等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に、「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第29号議案

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例（平成5年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第17条、第21条関係）

区 分		利 用 料 金		
		アマチュアが利用するとき	アマチュア以外が利用するとき	
グ ラ ウ ン ド	スタンドを利用しない場合又は1階メインスタンドのみを利用する場合	午前9時から正午まで	11,200円	636,200円
		正午から午後5時まで	18,590円	
		午後5時から午後10時まで	18,590円	
		午前9時から午後10時まで	48,260円	
		超過料金（1時間までごとに）	4,040円	
	1階の全てのスタンドを利用する場合	午前9時から正午まで	45,020円	636,200円
		正午から午後5時まで	75,040円	
		午後5時から午後10時まで	75,040円	
		午前9時から午後10時まで	195,100円	
		超過料金（1時間までごとに）	16,310円	
	全てのスタンドを利用する場合	午前9時から正午まで	81,380円	1,149,840円
		正午から午後5時まで	135,630円	
		午後5時から午後10時まで	135,630円	
		午前9時から午後10時まで	352,620円	
		超過料金（1時間までごとに）	29,490円	
入場料金を徴する場合の上記料金への加算額	入場料金の総額の100分の7.5に相当する額に0.7を乗じて得た額	入場料金の総額の100分の7.5に相当する額		
	入場料金の総額を入場者数で除して得た額に20,000を乗じて得た額（以下「20,000人相当の入場料金額」という。）の100分の7.5に相当する額に	20,000人相当の入場料金額の100分の7.5に相当する額に入場料金の総額から20,000人相当の入場料金額を減じて得た額の100分の5に相		

		場合	入場料金の総額から 20,000人相当の入場 料金額を減じて得た 額の100分の5に相 当する額を加えて得 た額に0.7を乗じて 得た額	当する額を加えて得 た額
サブグラウンド	午前9時から正午まで		11,200円	157,510円
	正午から午後5時まで		18,590円	
	午後5時から午後10時まで		18,590円	
	午前9時から午後10時まで		48,260円	
	超過料金（1時間までごとに）		4,040円	
更衣室（シャワー設 備を利用する場合に 限る。）	午前9時から正午まで		1,950円	4,840円
	正午から午後5時まで		1,950円	4,840円
	午後5時から午後10時まで		1,950円	4,840円
	午前9時から午後10時まで		5,780円	14,430円
	超過料金（1時間までごとに）		570円	1,260円
放 送 室	午前9時から正午まで		1,950円	4,840円
	正午から午後5時まで		1,950円	4,840円
	午後5時から午後10時まで		1,950円	4,840円
	午前9時から午後10時まで		5,780円	14,430円
	超過料金（1時間までごとに）		470円	1,160円
テレビ・ ラジオ 放送室	大ブース	1日につき	14,890円	37,300円
	小ブース		2,420円	6,000円
大 会 議 室	午前9時から正午まで		1,940円	4,720円
	正午から午後5時まで		2,340円	5,820円
	午後5時から午後10時まで		2,340円	5,820円
	午前9時から午後10時まで		6,480円	16,220円
	超過料金（1時間までごとに）		820円	1,940円
中 会 議 室	午前9時から正午まで		1,620円	3,930円
	正午から午後5時まで		1,950円	4,840円
	午後5時から午後10時まで		1,950円	4,840円

	午前9時から午後10時まで		5,400円	13,520円
	超過料金（1時間までごとに）		690円	1,620円
小 会 議 室	午前9時から正午まで		1,290円	3,140円
	正午から午後5時まで		1,570円	3,890円
	午後5時から午後10時まで		1,570円	3,890円
	午前9時から午後10時まで		4,310円	10,820円
	超過料金（1時間までごとに）		550円	1,290円
貴 賓 室	1日につき		6,480円	16,220円
来 賓 室	1日につき		3,160円	7,760円
特 別 室	1日につき		3,160円	7,760円
入 場 券 発 売 所	1式1日につき		2,650円	6,480円
大 型 映 像 装 置	文字のみを表示する場合	1基1時間までごとに	5,820円	29,070円
	文字及び映像を表示する場合		11,630円	
夜 間 照 明 施 設	全てを利用する場合	1時間までごとに	12,290円	140,370円
	3分の2を利用する場合		8,180円	93,590円
	2分の1を利用する場合		6,150円	70,180円
場 内 駐 車 場	1式1日につき		-	594,600円
場 外 駐 車 場			32,440円	

備考 この表により算定した利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第17条、第21条関係）

区	分	利用料金
物 品 の 販 売	施設を設ける場合	1日につき 占有面積に1平方メートル当たり42円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
	施設を設けない場合	1日につき 売り子の人数に1,340円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
業として行う写真の撮影	カメラ1台当たり1日につき	750円

業として行う映画の撮影		1日につき	11,820円	
興行等	営利・宣伝を目的としないもの	午前9時から正午まで	24,250円	
		正午から午後5時まで	29,100円	
		午後5時から午後10時まで	29,100円	
		午前9時から午後10時まで	82,450円	
		超過料金（1時間までごとに）	12,120円	
	営利・宣伝を目的とするもの	午前9時から正午まで	80,940円	
		正午から午後5時まで	97,110円	
		午後5時から午後10時まで	97,110円	
		午前9時から午後10時まで	269,170円	
		超過料金（1時間までごとに）	40,530円	
	入場料金を徴する場合の上記料金への加算額	入場者数が20,000人以下の場合	入場料金の総額の100分の7.5に相当する額	
		入場者数が20,000人を超える場合	20,000人相当の入場料金額の100分の7.5に相当する額に入場料金の総額から20,000人相当の入場料金額を減じて得た額の100分の5に相当する額を加えて得た額	
	広告	グラウンド内（スタンド前面のフェンス部分を含む。以下この表において同じ。）	1平方メートル当たり1日につき	3,570円
		大型映像装置内	1平方メートル当たり1日につき	2,360円
		グラウンド内及び大型映像装置以外の箇所	1平方メートル当たり1日につき	1,160円

備考 この表により算定した利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

- この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則第3項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の規定により利用の承認を受けている者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。
- 茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例第11条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。

- 5 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第21条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。
- 6 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第30号議案

つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例（平成11年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表 1 施設利用料金の表及び2 付属設備の利用料金の表を次のように改める。

別表（第16条，第20条関係）

1 施設利用料金

(1) 各施設の利用料金

施設の区分				利用時間の区分		午 前 〔午前9時から 正午まで〕	午 後 〔午後1時から 午後5時まで〕
大ホール (控室を含む。)	1階席のみを利用する場合	入場料を徴しない場合及び入場料の最高額が5,000円未満の場合	営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	平 日	149,340	199,260	
				土・日曜日， 休 日	179,270	239,100	
		上記以外の場合	平 日	99,560	132,880		
			土・日曜日， 休 日	119,560	159,410		
		入場料の最高額が5,000円以上の場合	平 日	149,340	199,260		
			土・日曜日， 休 日	179,270	239,100		
	全部を利用する場合	入場料を徴しない場合及び入場料の最高額が5,000円未満の場合	営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	平 日	213,460	284,740	
				土・日曜日， 休 日	256,080	341,640	
		上記以外の場合	平 日	142,310	189,830		
			土・日曜日， 休 日	170,720	227,800		
		入場料の最高額が5,000円以上の場合	平 日	213,460	284,740		
			土・日曜日， 休 日	256,080	341,700		
多 目 的 ホ ー ル		営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合		114,280	152,360		
		上記以外の場合		76,180	101,580		
大 会 議 室 1 0 1		営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合		72,420	96,670		
		上記以外の場合		48,280	64,500		
大 会 議 室 1 0 2		営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合		72,420	96,670		
		上記以外の場合		48,280	64,500		
大 会 議 室 1 0 1 及 び 1 0 2		営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合		148,600	197,240		
		上記以外の場合		99,060	131,500		

(単位 円)

夜 間 〔午後 6 時から 午後 9 時まで〕	午前・午後 〔午前 9 時から 午後 5 時まで〕	午後・夜間 〔午後 1 時から 午後 9 時まで〕	全 日 〔午前 9 時から 午後 9 時まで〕	そ の 他 〔1 時間まで ごとに〕
224,150	279,080	338,680	458,220	74,680
269,030	334,900	406,310	549,880	89,640
149,470	186,060	225,780	305,480	49,780
179,400	223,260	270,910	366,580	59,710
224,150	279,080	338,680	458,220	74,680
269,030	334,900	406,310	549,880	89,640
320,200	398,640	483,880	654,720	106,740
384,300	478,340	580,550	785,580	128,100
213,460	265,760	322,580	436,480	71,160
256,200	318,940	387,070	523,730	85,360
320,200	398,640	483,880	654,720	106,740
384,300	478,340	580,550	785,580	128,100
171,350	213,220	259,100	350,360	57,070
114,280	142,180	172,740	233,580	38,100
108,740	135,400	164,440	222,260	36,200
72,540	90,260	109,620	148,220	24,140
108,740	135,400	164,440	222,260	36,200
72,540	90,260	109,620	148,220	24,140
221,380	274,560	332,640	448,420	73,800
147,590	183,040	221,760	298,940	49,150

控 室 1 0 1		営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	1,630	2,390
		上記以外の場合	1,140	1,630
中 ホール 2 0 0		営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	146,700	195,740
		上記以外の場合	97,800	130,500
中 会議室 2 0 1		営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	66,760	89,000
		上記以外の場合	44,500	59,340
中会議室201 を分割して利用する場合	2 0 1 A	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	33,310	44,500
		上記以外の場合	22,260	29,660
	2 0 1 B	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	35,200	46,380
		上記以外の場合	23,510	30,920
中 会議室 2 0 2		営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	66,760	89,000
		上記以外の場合	44,500	59,340
中会議室202 を分割して利用する場合	2 0 2 A	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	35,200	46,380
		上記以外の場合	23,510	30,920
	2 0 2 B	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	35,200	46,380
		上記以外の場合	23,510	30,920
控 室 2 0 1		営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	3,140	4,270
		上記以外の場合	2,140	2,890
中 ホール 3 0 0 (控室を含む。)		営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	162,670	216,860
		上記以外の場合	108,490	144,580
小 会議室 3 0 1		営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	16,220	21,620
		上記以外の場合	10,810	14,460
特 別 会議室 3 0 2		営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	46,020	61,480
		上記以外の場合	30,670	40,980
小 会議室 3 0 3		営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	32,440	43,380
		上記以外の場合	21,620	28,920
小 会議室 3 0 4		営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	32,440	43,380
		上記以外の場合	21,620	28,920

2,640	3,400	4,140	5,400	880
1,760	2,260	2,760	3,650	500
220,000	273,940	332,640	449,940	73,300
146,700	182,660	221,760	299,950	48,900
99,940	124,460	151,240	204,420	33,310
66,620	82,980	100,820	136,270	22,130
49,910	62,220	75,550	102,200	16,600
33,310	41,480	50,410	68,140	11,060
51,790	64,120	77,440	104,100	17,220
34,570	42,740	51,660	69,400	11,440
99,940	124,460	151,240	204,420	33,310
66,620	82,980	100,820	136,270	22,130
51,790	64,120	77,440	104,100	17,220
34,570	42,740	51,660	69,400	11,440
51,790	64,120	77,440	104,100	17,220
34,570	42,740	51,660	69,400	11,440
4,660	6,040	7,160	9,800	1,500
3,140	4,020	4,780	6,540	1,010
244,020	303,600	368,590	498,960	81,340
162,670	202,400	245,770	332,640	54,180
24,260	30,300	36,710	49,780	8,040
16,220	20,240	24,520	33,180	5,400
69,140	85,980	104,460	141,420	23,000
46,140	57,320	69,650	94,280	15,340
48,660	60,720	73,540	99,560	16,220
32,440	40,480	49,020	66,380	10,810
48,660	60,720	73,540	99,560	16,220
32,440	40,480	49,020	66,380	10,810

和 室 3 0 5	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	10,680	14,340	
	上記以外の場合	7,160	9,550	
和 室 3 0 6	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	10,680	14,340	
	上記以外の場合	7,160	9,550	
小 会 議 室 4 0 1	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	22,620	30,180	
	上記以外の場合	15,080	20,110	
小 会 議 室 4 0 2	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	22,620	30,180	
	上記以外の場合	15,080	20,110	
小 会 議 室 4 0 3	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	22,620	30,180	
	上記以外の場合	15,080	20,110	
小 会 議 室 4 0 4	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	22,620	30,180	
	上記以外の場合	15,080	20,110	
小 会 議 室 4 0 5	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	39,220	52,040	
	上記以外の場合	26,150	34,700	
小会議室405を分割して利用する場合	4 0 5 A	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	21,500	27,900
		上記以外の場合	14,340	18,600
	4 0 5 B	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	21,500	27,900
		上記以外の場合	14,340	18,600
中 会 議 室 4 0 6	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	54,300	72,160	
	上記以外の場合	36,200	48,140	
小 会 議 室 4 0 7	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	12,060	16,220	
	上記以外の場合	8,040	10,810	
小会議室407を分割して利用する場合	4 0 7 A	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	7,920	9,940
		上記以外の場合	5,280	6,660
	4 0 7 B	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	7,920	9,940
		上記以外の場合	5,280	6,660
屋 上 庭 園	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合			
	上記以外の場合			

16,220	19,980	24,520	32,940	5,400
10,810	13,320	16,340	22,000	3,520
16,220	19,980	24,520	32,940	5,400
10,810	13,320	16,340	22,000	3,520
33,940	42,240	51,300	69,400	11,320
22,620	28,160	34,200	46,260	7,540
33,940	42,240	51,300	69,400	11,320
22,620	28,160	34,200	46,260	7,540
33,940	42,240	51,300	69,400	11,320
22,620	28,160	34,200	46,260	7,540
33,940	42,240	51,300	69,400	11,320
22,620	28,160	34,200	46,260	7,540
58,840	73,160	88,620	119,940	19,620
39,220	48,780	59,090	79,960	13,080
31,300	38,460	46,140	61,860	10,440
20,870	25,640	30,800	41,230	6,910
31,300	38,460	46,140	61,860	10,440
20,870	25,640	30,800	41,230	6,910
81,220	101,200	122,700	166,320	27,020
54,180	67,500	81,840	110,880	17,980
18,100	22,620	27,540	36,960	6,040
12,060	15,080	18,360	24,640	4,020
10,940	13,200	15,590	20,360	3,650
7,300	8,800	10,440	13,580	2,390
10,940	13,200	15,590	20,360	3,650
7,300	8,800	10,440	13,580	2,390
1回の利用につき		16,980		
1回の利用につき		11,320		

上記以外の施設	営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	
	上記以外の場合	

備考

- 「その他」とは、午後9時から翌日の午前9時まで、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「1回」とは、午前9時から午後9時までの間の1回の利用をいう。
- 練習、準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じ

(2) 施設の全部を利用する場合の利用料金

(単位 円)

区 分	全 日 (午前9時から午後9時まで)	その他 (1時間までごとに)
営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	3,123,620	312,280
上記以外の場合	2,082,460	208,180

備考

- 「その他」とは、午後9時から翌日の午前9時までの利用をいう。
- 練習、準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 付属設備の利用料金

(単位 円)

付 属 設 備 の 名 称		単 位	「午前（午前9時から正午まで）」、「午後（午後1時から午後5時まで）」又は「夜間（午後6時から午後9時まで）」の利用につき	備 考
舞 台 設 備	演台	1台	1,260	
	司会者台	1台	620	
	花台	1台	380	
	パネラー用机	1台	380	
	パネラー用椅子	1脚	120	
	ひ毛せん	1枚	380	
	金びょうぶ	1双	3,140	
	ピアノ	1台	12,580	ピアノ椅子を含む。
	大ホール照明セットA	1式	17,600	サスペンションライト、シーリングライト
	大ホール照明セットB	1式	6,290	天井反射板ライト

1 平方メートル当たり 1 時間の利用につき 33
1 平方メートル当たり 1 時間の利用につき 22

利用をいう。

て得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

照明設備	多目的ホール照明セット	1式	3,780	スポットライト
	中ホール200照明セット	1式	4,400	シーリングライト
	中ホール300照明セット	1式	4,400	サスペンションライト
	ローアホリゾンライト	1式	3,140	
	アッパーホリゾンライト	1式	3,140	
	スポットライト (1キロワット)	1台	620	
	スポットライト (650ワット)	1台	500	
	スポットライト (500ワット)	1台	250	
	フォロースポットライト (2キロワット)	1台	4,400	
	フォロースポットライト (500ワット)	1台	3,140	
	ストリップライト	1本	380	
	クリップライト	1台	250	
	音響設備	大ホール基本音響設備	1式	10,680
多目的ホール基本音響設備		1式	3,780	ハンド型ワイヤレスマイク又は有線マイク2本を含む。
中ホール基本音響設備		1式	5,030	ハンド型ワイヤレスマイク又は有線マイク2本を含む。
大会議室基本音響設備		1式	3,780	ハンド型ワイヤレスマイク又は有線マイク2本を含む。
中会議室基本音響設備		1式	2,520	ハンド型ワイヤレスマイク又は有線マイク2本を含む。
特別会議室基本音響設備		1式	2,520	ハンド型ワイヤレスマイク又は有線マイク2本を含む。
小会議室基本音響設備		1式	2,520	ハンド型ワイヤレスマイク又は有線マイク2本を含む。小会議室303, 304又は405のみ。
舞台袖簡易操作卓		1台	2,520	
移動式音響ワゴン卓		1台	3,140	有線マイク1本を含む。
移動式スピーカーA		1台	1,880	多目的ホール, 大会議室用
移動式スピーカーB		1台	1,260	中ホール300, 中小会議室用
ステージモニタースピーカー大		1台	1,260	大ホール用
ステージモニタースピーカー小		1台	1,010	大ホール, 中ホール200用
ハンド型ワイヤレスマイク	1本	1,630	マイクスタンドを含む。	
タイピン型ワイヤレスマイク	1個	1,880		

備	有線マイク	1本	1,010	マイクスタンドを含む。
	3点つりマイク装置	1式	1,260	
	会議ユニット	1台	620	
	リバーブ	1台	1,880	
	デジタルレコーダー	1台	1,880	
	MDプレイヤー	1台	1,880	
	CDプレイヤー	1台	1,880	
	マイクスタンド	1台	250	
同時通訳設備	同時通訳ブース	1式	9,420	
映像設	16ミリ映写機A	1台	6,910	大ホール用。スクリーンを含む。
	16ミリ映写機B	1台	6,290	中ホール用
	スライド映写機	1台	10,060	
	移動式スライド映写機	1台	2,520	
	400インチビデオプロジェクター	1台	109,380	スクリーンを含む。
	200インチビデオプロジェクター	1台	81,720	スクリーンを含む。
	100インチビデオプロジェクター	1台	56,580	スクリーンを含む。
	移動式プロジェクターA	1台	15,080	
	移動式プロジェクターB	1台	8,170	
	カラーカメラシステム	1台	11,320	
	移動式カラーカメラシステム	1台	12,580	
	移動式書画カメラ	1台	7,540	
	パソコン卓	1台	1,630	
	入力機器卓	1台	1,880	
	TV会議コーデック卓	1台	2,520	
	TV会議ユニット	1台	2,520	
電動スクリーン	1面	1,260		
移動式150インチスクリーン	1面	1,260		

備	三脚式スクリーン	1面	1,010		
	OHP	1台	2,520		
	移動式プロジェクションモニターTV	1台	12,580		
	ハイビジョンTV	1台	3,140		
	マトリクススイッチャー	1台	1,880		
	レーザーポインター	1個	620		
	VTR	1台	2,520		
	視聴覚ワゴン	1台	380		
	DVDプレイヤー	1台	2,520		
	CATVチューナー	1台	1,880		
そ	受付カウンター	1台	620		
	メモ台	1個	120		
	ホワイトボード	1台	620		
	仮設ステージ	1台	2,140		
	掲示スタンド大	1台	620		
	掲示スタンド小	1台	380		
	展示パネル	1枚	620		
	電話回線	1回線	250		
	電話機	1台	760		
	コードレスホン	1台	1,630	内線, ダイヤルイン	
他	電源設備	表示消費電力 1キロワット までごとに	280	持込電気機器による利用に限る。	
	手元灯	1台	250		
	ハブ	1台	620		
	無線LAN装置	1組	1,260		
	卓上旗	1枚	250		
	ベル	1個	120		
	設	切替器	1台	380	

備	水差し	1組	120	
	ハンガーラック	1台	1,260	
	ストップウォッチ	1個	120	
	表彰盆	1組	380	
	ライティングテーブル	1台	620	
	姿見	1台	620	
	電気ポット	1台	380	
	クローク	1式	1,880	

備考

- 「午前・午後（午前9時から午後5時まで）」又は「午後・夜間（午後1時から午後9時まで）」の利用についてはこの表に規定する利用料金の2倍に相当する額とし、「全日（午前9時から午後9時まで）」の利用についてはこの表に規定する利用料金の3倍に相当する額とする。ただし、電話回線、電話機又はコードレスホンの「午前・午後（午前9時から午後5時まで）」、「午後・夜間（午後1時から午後9時まで）」又は「全日（午前9時から午後9時まで）」の利用については、この表に規定する利用料金の額と同額とする。
- 大ホール、多目的ホール又は中ホールにおいて照明設備又はビデオプロジェクターを練習のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

付 則

- この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、付則第3項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前のつくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の規定により利用の承認を受けている者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。
- つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例第10条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後のつくば国際会議場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。
- 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第20条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。
- 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事がつくば国際会議場の設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第31号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成28年茨城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「特定個人情報の利用に係る事務と」を「利用特定個人情報の利用に係る事務と」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「特定個人情報の」を「利用特定個人情報の」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第32号議案

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年茨城県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表 1 施設利用料金の表備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料金

(1) 大ホール

(単位 円)

区 分			午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 10時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 10時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 10時まで〕	そ の 他 〔1時間ま でごとに〕
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	営 利、宣 伝その他 これらに 類する目 的の催物	平 日	38,160	58,530	73,790	96,690	132,320	170,480	15,520
		土・日 曜日、 休日	49,610	75,060	96,690	124,670	171,750	221,360	20,340
	上記以外 の催物	平 日	29,250	44,530	57,240	73,780	101,770	131,020	11,950
		土・日 曜日、 休日	38,160	58,530	73,790	96,690	132,320	170,480	15,520
	500円未満の 入場料を徴収 する場合	平 日	34,320	54,700	68,700	89,020	123,400	157,720	14,370
		土・日 曜日、 休日	44,530	69,970	90,320	114,500	160,290	204,820	18,700
500円以上 1,000円未満 の入場料を徴 収する場合	平 日	38,160	58,530	73,790	96,690	132,320	170,480	15,520	
	土・日 曜日、 休日	49,610	75,060	96,690	124,670	171,750	221,360	20,340	
1,000円以上 の入場料を徴 収する場合	平 日	43,250	67,430	85,230	110,680	152,660	195,910	17,820	
	土・日 曜日、 休日	57,240	86,530	111,950	143,770	198,480	255,720	23,280	

(2) 小ホール

(単位 円)

区 分			午 前 (午前9時 から正午 まで)	午 後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜 間 (午後6時 から午後 10時まで)	午前・午後 (午前9時 から午後 5時まで)	午後・夜間 (午後1時 から午後 10時まで)	全 日 (午前9時 から午後 10時まで)	そ の 他 (1時間ま でごとに)
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	営利, 宣 伝その他 これらに 類する目 的の催物	平 日	9,270	11,820	12,700	21,090	24,520	33,790	3,820
		土・日 曜日, 休日	11,820	15,250	16,520	27,070	31,770	43,590	5,080
	上記以外 の催物	平 日	6,610	9,270	10,560	15,880	19,830	26,440	2,520
		土・日 曜日, 休日	9,270	11,820	12,700	21,090	24,520	33,790	3,820
	500円未満の 入場料を徴収 する場合	平 日	7,890	10,560	12,700	18,450	23,260	31,150	2,520
		土・日 曜日, 休日	10,560	12,700	16,520	23,260	29,220	39,780	3,820
500円以上 1,000円未満 の入場料を徴 収する場合	平 日	9,270	11,820	12,700	21,090	24,520	33,790	3,820	
	土・日 曜日, 休日	11,820	15,250	16,520	27,070	31,770	43,590	5,080	
1,000円以上 の入場料を徴 収する場合	平 日	10,560	13,990	15,250	24,550	29,240	39,800	3,820	
	土・日 曜日, 休日	12,700	19,070	21,620	31,770	40,690	53,390	5,080	

(3) ホール以外の室

その1

(単位 円)

施 設 の 名 称 等	午 前 (午前9時 から正午 まで)	午 後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜 間 (午後6時 から午後 10時まで)	午前・午後 (午前9時 から午後 5時まで)	午後・夜間 (午後1時 から午後 10時まで)	全 日 (午前9時 から午後 10時まで)	そ の 他 (1時間ま でごとに)
和 室 大	1,640	2,280	2,920	3,920	5,200	6,840	630
和 室 中	1,590	2,230	2,790	3,820	5,020	6,610	580
和 室 小	1,520	2,160	2,670	3,680	4,830	6,350	490
集会室(1小間につき)	1,520	2,160	2,670	3,680	4,830	6,350	490

練習室	1,400	2,040	2,190	3,440	4,230	5,630	540
大ホール	楽屋第1号室	890	1,020	1,520	1,910	2,540	370
	楽屋第2号室	1,020	1,640	2,280	2,660	3,920	490
	楽屋第3号室	1,020	1,640	2,280	2,660	3,920	490
	楽屋第4号室	1,890	2,670	3,170	4,560	5,840	750
	楽屋第5号室	1,640	2,280	2,920	3,920	5,200	630
小ホール楽屋	1,640	2,280	2,920	3,920	5,200	6,840	630

その2

(単位 円)

施設の名 称 等		1日(午前9時から午後5時まで)
県民 ギャラリー	入場料を徴収しない場合	19,070
	入場料を徴収する場合	22,890
展示棟ロビー		2,920
展示室		2,920
一般展示室(1小間につき)		2,920
予備室(一般展示室用)		1,020

付 則

- この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の規定により使用の承認を受けている者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。
- 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例第11条に規定する指定管理者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表 1 施設利用料金の表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により施行日以後における使用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表 1 施設利用料金の表に掲げる額の範囲内において、茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定による施行日以後の使用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第20条第1項の規定により施行日以後の使用に係る使用料を定めることができる。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第33号議案

茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例（平成17年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

（単位 円）

利用時間の区分 施設の区分		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日	そ の 他
		（午前9時 30分から 正午まで）	（午後1時 から午後 4時まで）	（午後6時 から午後 8時まで）	（午前9時 30分から 午後4時 まで）	（午後1時 から午後 8時まで）	（午前9時 30分から 午後8時 まで）	（1時間ま でごとに）
多 目 的 ホ ー ル	全部を利用する場合	4,690	6,440	3,930	11,140	12,350	17,050	1,960
	3分の2を利用する場合	3,170	4,370	2,630	7,540	8,300	11,470	1,300
	3分の1を利用する場合	1,640	2,190	1,300	3,830	4,150	5,790	660
研 修 室		1,860	2,300	1,540	4,160	4,600	6,460	760

付 則

- この条例は、令和6年10月1日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例の規定により使用の承認を受けている者に係る使用料の額については、なお従前の例による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第34号議案

茨城県立医療大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例

茨城県立医療大学授業料等徴収条例（平成6年茨城県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「45,100円」を「46,600円」に改め、同条第3項中「36,080円」を「37,300円」に、「18,040円」を「18,700円」に改める。

第6条第1項中「相当する額」の次に「(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

別表第1中「535,800円」を「553,500円」に、「29,700円」を「30,700円」に、「14,800円」を「15,300円」に改める。

別表第2中「1,133,330円」を「1,170,800円」に、「1,185,720円」を「1,224,900円」に、「238,850円」を「246,800円」に、「265,050円」を「273,800円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する学部学生、専攻科学生、大学院学生、研究生、科目等履修生又は特別聴講学生に係る授業料の額は、この条例による改正後の茨城県立医療大学授業料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において、編入学、転入学又は再入学をする者に係る授業料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 令和7年3月31日に在籍し、施行日以後も引き続き在籍する研修生に係る研修料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前に開始する公開講座を受講する者に係る受講料の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第35号議案

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例（平成8年茨城県条例第57号）の一部を次のように改正する。
別表中「13,460円」を「13,990円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における診療に対して徴収すべき使用料の額について適用する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第36号議案

茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年茨城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「1万分の2.7」を「1万分の5以内において規則で定める割合」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第37号議案

茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例（平成3年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の表に定めるとおりとする」を「規則で定める」に改め、同項の表及び同条第2項を削る。

第9条を次のように改める。

（使用料の納付）

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用者が使用する前に納付しなければならない。

第10条から第16条までを削る。

第17条の見出しを「（使用料の減免）」に改め、同条中「指定管理者」を「知事」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第10条とする。

第18条の見出しを「（使用料の返還）」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、「、その他指定管理者が特に必要と認めるとき」を削り、同条を第11条とする。

第19条を削り、第20条を第12条とする。

別表中「第15条、第19条」を「第9条」に、「利用料金」を「使用料」に改める。
（単位 円） （単位 円）

第2条 茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第9条関係）

施設の種類	使用料 (単位 円)	午 前	午 後	全 日
		(午前9時から 正午まで)	(午後1時から 午後5時まで)	(午前9時から 午後5時まで)
大 会 議 室		5,430	7,240	12,670
中 会 議 室		2,710	3,610	6,320
小 会 議 室		2,380	3,180	5,560

付 則

- この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、その他の規定は同年10月1日から施行する。
- 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例の規定により使用の承認を受けている者に係る使用料の額については、なお従前の例による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第38号議案

医療法等に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

医療法等に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第39号議案

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和40年茨城県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「13,900円」を「14,900円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県看護専門学校の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者について適用し、施行日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後において、休学により原級にとどまった者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第40号議案

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表国立大学法人東京医科歯科大学の項の次に次のように加える。

学校法人獨協学園	獨協医科大学
----------	--------

別表に次のように加える。

学校法人帝京大学	帝京大学
----------	------

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第41号議案

茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の病院において薬剤師が不足している状況に鑑み、薬剤師不足地域内の病院において将来薬剤師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県地域医療薬剤師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、地域医療の充実に必要な薬剤師の養成及び確保を図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。

2 この条例において「薬剤師不足地域」とは、病院に勤務する薬剤師の不足によりその確保が必要な地域として知事が定める地域をいう。

(修学資金の貸与)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大学（大学院を除く。以下同じ。）の薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの（第12条第1号において「薬剤師養成課程」という。）に在学するもののうち、薬剤師不足地域内の病院において将来薬剤師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者
- (2) 県内に居住する者の子（前号に掲げる者を除く。）

(貸与金額等)

第4条 修学資金の貸与金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校である大学 月額50,000円
- (2) 学校教育法第2条第2項に規定する私立学校である大学 月額100,000円

2 修学資金には、貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が大学を卒業する日の属する月の末日又は貸与期間が終了する月の末日のいずれか遅い日（第8条の規定により貸与契約が解除された場合にあつては、当該解除の日）までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

(貸与期間)

第5条 修学資金の貸与期間は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）に係る大学の修学期間以内（当該修学期間が72月を超える場合にあつては、当該修学期間のうち72月以内）とする。

(貸与方法)

第6条 修学資金は、予算の範囲内で契約（以下「貸与契約」という。）により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第8条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
(在学証明書等の提出)

第9条 知事は、修学生に対し、在学証明書、学業成績表及び健康診断書の提出を求めることができる。

(貸与の停止等)

第10条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、修学生が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）した場合において、当該修学生が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するときは、当該期間、修学資金の貸与を停止することができる。

3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の規定による求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第4条第2項の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年6月以内に薬剤師の免許を取得しなかったとき。
- (3) 薬剤師の免許を取得した後、直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事しなかったとき。
- (4) 県内の病院において薬剤師の業務に従事しなくなったとき（第13条第1項第1号に該当する場合を除く。）。
- (5) 薬剤師の免許を取得した後直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事し、かつ、引き続き県内の病院において当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（第13条において「義務期間」という。）に達した場合であって、当該期間の2分の1に相当する期間を薬剤師不足地域内の病院において従事しなかったとき。
- (6) 薬剤師の免許を取得した後、死亡又は心身の故障により、薬剤師の業務に従事することができなくなったとき（第13条第1項第2号及び第14条に該当する場合を除く。）。

(返還債務の履行猶予)

第12条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間（第2号及び第4号にあっては、知事が必要と認めた期間に限る。）、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第8条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き薬剤師養成課程に在学しているとき。
- (2) 薬剤師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち薬剤師不足地域外の病院（県内の病院に限る。）を実施場所とするものであって、地域医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの（当該認定後に知事が地域医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあつては、当該変更後の研修として知事が認定したもの）（次条第2項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。
- (3) 大学院の薬学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域医療の充実に必要な薬剤師の養成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 薬剤師の免許を取得した後直ちに薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事し、かつ、引き続き県内の

病院において当該業務に従事した期間が義務期間に達した場合であって、当該義務期間の2分の1に相当する期間以上の期間を薬剤師不足地域内の病院において従事したとき。

(2) 義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により薬剤師の業務に従事することができなくなったとき。

2 認定専門研修を受けたことにより薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事できなかった修学生に係る前項第1号の規定の適用については、当該修学生は、前条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該薬剤師不足地域内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを義務期間に算入する。

3 次の各号のいずれかに掲げる事由により薬剤師の業務に従事できなかった修学生に係る第1項第1号の規定の適用については、当該修学生は、引き続き県内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該県内の病院において薬剤師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを義務期間に算入しない。

(1) 大学院の薬学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事できないとき。

(返還債務の裁量免除)

第14条 知事は、修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により薬剤師の業務に従事することができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第15条 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額と第4条第2項の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 当分の間、第15条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第42号議案

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成3年茨城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第15条、第19条関係）

この表における社会福祉関係者の欄は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を営業者又は県民の福祉の増進を目的とする団体で知事の指定するものがその事業を行うために会館の施設又は付属設備を使用する場合に適用する。

1 施設利用料金

その1

施設名称	社 会 福 祉 関 係 者					
	午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 9時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 9時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 9時まで〕
コミュニティホール	1,740	2,320	2,200	4,060	4,520	6,260
楽 屋	290	400	400	690	800	1,090
大 研 修 室	1,460	1,940	1,860	3,400	3,800	5,260
中 研 修 室	980	1,320	1,260	2,290	2,580	3,550
小 研 修 室 (A)	690	920	860	1,610	1,770	2,460
小 研 修 室 (B)	290	400	400	690	800	1,090
多 目 的 ホ ール	1,290	1,690	1,600	2,980	3,290	4,580
高 齢 者 研 修 室	830	1,120	1,030	1,950	2,150	2,980

(単位 円)

そ の 他 の 者					
午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 9時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 9時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 9時まで〕
6,970	9,270	8,810	16,240	18,080	25,050
1,140	1,610	1,610	2,750	3,210	4,360
5,830	7,770	7,430	13,610	15,210	21,040
3,900	5,260	5,040	9,160	10,300	14,200
2,750	3,660	3,430	6,420	7,090	9,850
1,140	1,610	1,610	2,750	3,210	4,360
5,150	6,750	6,410	11,900	13,150	18,300
3,330	4,470	4,120	7,780	8,580	11,910

その2

(単位 円)

施設の名 称	社会福祉関係者	そ の 他 の 者
ギ ャ ラ リ ー	1日につき 2,720	1日につき 10,860

2 付属設備利用料金

(単位 円)

付 属 設 備 の 名 称	単 位	社会福祉関係者	そ の 他 の 者	備 考	
		「午前(午前9時から正午まで)」、「午後(午後1時から午後5時まで)」又は「夜間(午後6時から午後9時まで)」の使用につき	「午前(午前9時から正午まで)」、「午後(午後1時から午後5時まで)」又は「夜間(午後6時から午後9時まで)」の使用につき		
舞 台 設 備	ピ ア ノ	1 台	730	2,920	「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」又は「午後・夜間(午後1時から午後9時まで)」の使用については、左の額の2倍に相当する額とし、「全日(午前9時から午後9時まで)」の使用については、左の額の3倍に相当する額とする。
	反 響 板	1 式	1,040	4,140	
	演 壇	1 台	140	590	
	譜 面 台	1 台	30	100	
	平 台	1 枚	60	230	
	金 び ょ う ぶ	1 双	340	1,350	
照 明 設 備	調 光 装 置	1 式	740	2,940	
	ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 列	210	850	
	シーリングフライダクト (ラ イ ト 付)	1 列	770	3,070	
	サスペンションフライダクト (ラ イ ト 付)	1 列	770	3,070	
	アッパーホリゾントライト	1 式	770	3,070	
	ロアホリゾントライト	1 式	370	1,490	
	フ ッ ト ラ イ ト	1 式	310	1,220	
	フォロースポットライト	1 台	100	380	
音 響 設 備	音 声 調 整 卓	1 式	370	1,490	
	音 声 装 置	1 式	950	3,800	
	ビ デ オ デ ッ キ	1 式	370	1,490	
	テ ー プ レ コ ー ダ ー	1 式	370	1,490	
	マ イ ク ロ ホ ン	1 本	190	740	
	コンデンサーマイクロホン	1 本	370	1,490	

備	ワイヤレスマイクロホン	1 本	770	3,070
	つりマイクロホン装置	1 式	190	740
	マイクスタンド	1 本	30	100
映 写 機	映写機(16ミリメートル)	1 式	1,140	4,550
	ビデオプロジェクター	1 式	370	1,490
	O H P	1 式	370	1,490
	O A プロジェクター	1 式	370	1,490
	スライドプロジェクター	1 式	370	1,490
そ の 他	インターカム	1 式	610	2,440
	シャワー室	1 回	370	1,490
	持込機器	1キロワットまでごとに	60	240

付 則

- この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定により使用の承認を受けている者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。
- 茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第9条に規定する指定管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定により施行日以後における使用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定による施行日以後の使用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第19条第1項の規定により施行日以後の使用に係る使用料の額を定めることができる。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第43号議案

介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第23条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条ただし書及び第48条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第52条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第56条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第52条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条ただし書及び第99条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第103条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第110条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第103条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第113条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第131条ただし書及び第147条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第153条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第164条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第164条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第172条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第177条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第182条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第188条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第189条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第190条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症患者療養病棟」を削る。

第192条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第200条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「療養病床又は老人性認知症患者療養病棟」を「療養病床」に改める。

第202条中「及び第164条」を「、第164条及び第164条の2」に改める。

第205条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を設けなければならない。

第205条第2項中「第190条第1項」の次に「から第7項まで」を加え、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第1項の次に次の6項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 病室、共同生活室、洗面設備及び便所
- (2) 前号に掲げるもののほか、廊下、機能訓練室、浴室及び消火設備その他非常災害に際して必要な設備

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 病室、共同生活室、洗面設備及び便所
- (2) 前号に掲げるもののほか、廊下、機能訓練室、浴室及び消火設備その他非常災害に際して必要な設備

- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する設備は、規則で定める基準に適合しなければならない。
- 6 第2項第2号及び第3項第2号の廊下、機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 第2項第1号及び第3項第1号の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号（同令第21条の4において準用する場合を含む。）に規定する食堂とみなす。
第207条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。
第212条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
第213条中第2号を削り、第3号を第2号とする。
第217条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第226条の次に次の1項を加える。
（口腔衛生の管理）
- 第226条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
第232条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。
第235条中「及び第157条」を「、第157条及び第164条の2」に改める。
第239条ただし書及び第249条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
第253条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。
- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない

理由を記録しなければならない。

第253条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第254条第1項中「内容等」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条中第6項を第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第259条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第260条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第253条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第266条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第271条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第271条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第272条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第273条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第271条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第2条 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第64条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第76条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第70条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第79条第4項中「に規定する人員」を「から第4項までに規定する人員」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第68号。第135条第4項において「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年茨城県条例第13号。同項において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第83条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第84条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第86条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第83条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第93条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第93条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第93条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第93条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第135条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第138条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第139条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したりハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第143条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第138条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第28条第1項中「入所者が医療を必要とした際に連携協力すべき医療機関を定めなければ」を「規則で定めるところにより、協力医療機関を定めておかなければ」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第29条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条第1項中「、交付」、「(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)」及び「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同条第2項中「(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)」を削る。

付則第14項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第26条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入所者が医療を必要とした際に連携協力すべき病院を定めなければ」を「規則で定めるところにより、協力医療機関を定めておかなければ」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第32条中「(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)」及び「(電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第65号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第12条に次の2項を加える。

7 特別養護老人ホーム(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。次項において同じ。)に規則で定める指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。

8 特別養護老人ホームに規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。

第23条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入所者が医療を必要とした際に連携協力すべき病院を定めなければ」を「規則で定めるところにより、協力医療機関を定めておかなければ」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第49条中「第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に、「から第32条の2」を「から第32条の3」に改める。

第53条中「第32条、第32条の2」を「第32条から第32条の3まで」に、「から第32条の2」を「から第32条の3」に改める。

第54条第1項中「(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)」及び「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同条第2項中「(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)」を削る。

(介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の3項を加える。

9 指定介護老人福祉施設(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。)に規則で定める指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。

10 指定介護老人福祉施設に規則で定める事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。

11 指定介護老人福祉施設に規則で定める事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。

第25条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「医療機関等」を「協力医療機関等」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第41条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項第3号を次のように改める。

(3) 病院 医師又は栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

第19条第1項中「利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「利用者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「医療機関等」を「協力医療機関等」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第48条ただし書中「同一の敷地内にある」を削る。

第53条の4第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第54条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第57条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第57条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条ただし書中「同一の敷地内にある」を削る。

第85条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、「指定介護予防サービス等をいう」の次に「。第249条第4号及び第263条第3号において同じ」を加える。

第129条ただし書中「同一の敷地内にある」を削る。

第135条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第138条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加える。

第139条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第139条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため

の委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第156条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第166条ただし書中「同一の敷地内にある」を削る。

第172条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第173条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項中「第1項第3号及び第4号」を「第1項第2号及び第3号」に改める。

第174条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症患者療養病棟」を削る。

第176条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第178条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「療養病床又は老人性認知症患者療養病棟」を「療養病床」に改める。

第180条中「及び第139条」を「、第139条及び第139条の2」に改める。

第190条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を設けなければならない。

第190条第2項中「に規定する設備」を「から第7項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第1項の次に次の6項を加える。

- 2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 病室、共同生活室、洗面設備及び便所

- (2) 前号に掲げるもののほか、廊下、機能訓練室、浴室及び消火設備その他非常災害に際して必要な設備

- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 病室、共同生活室、洗面設備及び便所

- (2) 前号に掲げるもののほか、廊下、機能訓練室、浴室及び消火設備その他非常災害に際して必要な設備

- 4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けなければならない。

- 5 第2項及び第3項に規定する設備は、規則で定める基準に適合しなければならない。

- 6 第2項第2号及び第3項第2号の廊下、機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 7 第2項第1号及び第3項第1号の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号（同令第21条の4において準用する場合を含む。）に規定する食堂とみなす。

第193条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう

努めなければならない。

第194条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第203条ただし書中「同一の敷地内にある」を削る。

第209条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第209条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第213条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第216条中「及び第138条の2」を「、第138条の2及び第139条の2」に、「同項」を「第53条の4第1項」に改める。

第227条ただし書中「同一の敷地内にある」を削る。

第233条中「第210条まで」を「第209条まで、第210条」に改める。

第238条ただし書中「同一の敷地内にある」を削る。

第245条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第246条第2項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第249条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第249条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第249条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、

利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第250条第1項中「期間等」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第255条ただし書中「同一の敷地内にある」を削る。

第260条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第263条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第263条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第263条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第264条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第9条 介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部の次のように改正する。

第64条第1項ただし書中「同一の敷地内にある」を削る。

第72条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第75条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第75条第15号中「及び第10号から第14号」を「第9号及び第12号から前号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第76条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第78条第4項中「に規定する人員」を「から第4項までに規定する人員」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第68号。第116条第4項において「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年茨城県条例第13号。同項において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第82条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第85条第12号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第85条第7号中「第5号」を「第6号」に改め、同条第15号中「第13号」を「第16号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第14号を第17号とし、第10号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第9号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(12) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第85条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第91条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第94条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第94条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第94条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない

理由を記録しなければならない。

第94条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第116条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第121条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第124条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第124条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第124条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「入所者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入所者が医療を必要とした際に連携協力ができる医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との

間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「医療機関等」を「協力医療機関等」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(令和3年茨城県条例第14号)の一部を次のように改正する。

付則第2項及び第3項を次のように改める。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第3条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第89条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第38条の2(新指定居宅サービス等基準条例第96条において準用する場合に限る。)並びに第7条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第87条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第53条の9の2(新指定介護予防サービス等基準条例第92条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第94条及び新指定介護予防サービス等基準条例第90条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第31条の2(新指定居宅サービス等基準条例第96条において準用する場合に限る。)の規定及び新指定介護予防サービス等基準条例第53条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第92条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第9条の規定は、同年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第33条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条(新指定居宅サービス等基準条例第179条において準用する場合を含む。)、第179条の3、第186条、第202条(新指定居宅サービス等基準条例第214条において準用する場合を含む。)、第235条及び第246条において準用する場合を含む。))及び第259条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第263条及び第274条において準用する場合を含む。))の規定、第3条の規定による改正後の社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下この項において「新軽費老人ホーム基準条例」という。))第29条第3項(新軽費老人ホーム基準条例付則第27項において準用する場合を含む。))の規定、第6条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。))第35条第3項(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。))の規定、第7条の規定による改正後の介護保険法に基づき介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。))第35条第3項(新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。))の規定、第8条の規定による改正後の介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。))第53条の4第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条(新指定介護予防サービス等基準条例第158条において準用する場合を含む。))、第163条の3、第170条、第180条(新指定介護予防サービス等基準条例第195条において準用する場合を含む。))、第216条及び第233条において準用する場合を含む。))及び第245条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第252条及び第261条において準用する場合を含む。))の規定並びに第10条の規定による改正後の介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。))第35条第3項(新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。
- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第153条第6項(新指定居宅サービス等基準条例第179条の3及び第186条において準用する場合を含む。))、第172条第8項、第192条第6項及び第207条第8項の規定並びに新指定介護予防サービス等基準条例第135条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第158条、第163条の3及び第170条において準用する場合を含む。))及び第176条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第195条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第164条の2(新指定居宅サービス等基準条例第179条、第179条の3、第186条、第202条(新指定居宅サービス等基準条例第214条において準用する場合を含む。))及び第235条において準用する場合を含む。))の規定、第5条の規定による改正後の老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。))第32条の3(新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。))の規定、新指定介護老人福祉施設基準条例第41条の3(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。))の規定、新介護老人保健施設基準条例第40条の3(新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。))の規定、新指定介護予防サービス等基準条例第139条の2(新指定介護予防サービス等基準条例第158条、第163条の3、第170条、第180条(新指定介護予防サービス等基準条例第195条において準用する場合を含む。))及び第216条において準用する場合を含む。))の規定及び新介護医療院基準条例第40条の3(新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第226条の2の規定及び新指定介護予防サービス等基準条例第209条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和9年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第26条第1項の規定、新特別養護老人ホーム基準条例第28条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定、新指定介護老人福祉施設基準条例第34条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定、新介護老人保健施設基準条例第34条第1項（新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定及び新介護医療院基準条例第34条第1項（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第44号議案

旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する 基準等を定める条例を廃止する条例

旧介護保険法に基づき指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第70号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第45号議案

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例（昭和39年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

ラク・ハイツ

使用料 (単位 円)	室 料			宿 泊 料		
	午 前 (午前9時から 正午まで)	午 後 (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (午後5時から 午後9時ま で。同一施設 における宿泊 を伴う場合を 除く。)	午後5時から翌日の 午前9時まで		
大 会 議 室	4,500	5,980	7,590			
小 会 議 室	1,630	2,130	2,620			
和 室	1,500	1,740	1,860	母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、寡婦及びこれに準ずる者並びに母子・父子福祉関係者	16歳以上の者	1人につき 940
					16歳未満の者	1人につき 540
				その他の者	16歳以上の者	1人につき 1,860
					16歳未満の者	1人につき 940
調 理 実 習 室	2,860	3,980	4,990			

別表第4（1）茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの表を次のように改める。

(1) 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ

区 分	利用料金 (単位 円)	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
		(午前9時 から正午 まで)	(午後1時 から午後 5時まで)	(午後6時 から午後 10時まで)	(午前9時 から午後 5時まで)	(午後1時 から午後 10時まで)	(午前9時 から午後 10時まで)
社会福祉 関係者	研 修 室 (和 室)	620	620	780	980	1,150	1,510
	研 修 室 (洋 室)	580	580	700	900	1,020	1,350
	実 習 室	580	580	700	900	1,020	1,350
	会 議 室	950	950	1,450	1,660	2,150	2,860
そ	研 修 室 (和 室)	1,750	2,210	2,820	3,700	4,770	6,270

の 他 の 者	研 修 室 (洋 室)	1,550	1,910	2,450	3,200	4,110	5,400
	実 習 室	1,550	1,910	2,450	3,200	4,110	5,400
	会 議 室	3,910	5,340	6,750	9,000	11,840	15,500

別表第4 (2) 茨城県立視覚障害者福祉センターの表中「60」を「70」に、「280」を「290」に、「120」を「130」に、「870」を「910」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の規定による使用の承認を受けている者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例第6条に規定する指定管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例別表第4に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により施行日以後における使用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 4 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第4に掲げる額の範囲内において、社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定による施行日以後の使用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第14条第1項の規定により施行日以後の使用に係る使用料の額を定めることができる。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第46号議案

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第71号）の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第60条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第61条・第62条）を「第3章 削除」に改める。

第3節 設備に関する基準（第63条）

第4節 運営に関する基準（第64条－第69条）」

第4条中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第5項から第8項までを削り、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び前項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第9項中「第4項」を「前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第10項中「から第8項まで」を「、第3項及び第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第11項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第12項中「第10項」を「第7項及び前項」に改め、同項を同条第10項とする。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書及び同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第23条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養を除

く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
第25条第1項中「障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第26条第1項中「次条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する」に改め、「内容を」の次に「保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第26条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第27条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「指定児童発達支援の」を「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、「に対し」を「を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し」に改め、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第30条の見出しを「(支援)」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第35条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第39条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第40条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第42条中「指定児童発達支援事業者」の次に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第49条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第55条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第60条から第69条まで 削除

第70条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第73条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第78条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第79条の3第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「動作の指導、知識技能の付与」を「動作及び知識技能の習得」に、「訓練その他の支援（以下「訓練等）」を「支援その他の支援（以下この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等）」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に関する」を「支援に関する」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第79条の9中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に改め、「除く。）」の次に「第26条の2」を加え、「第47条、第49条、第50条」を「第47条から第50条まで」に、「第51条から第53条まで及び第68条の2」を「及び第51条から第53条まで」に、「第27条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と」を「並びに第27条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第5項から第10項までの規定中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と」に改める。

第87条中「及び第5項」を削り、「除く。）」の次に「第26条の3」を加え、「第47条、第49条、第50条」を「第47条から第50条まで」に改め、「第68条の2」を削り、「第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を「第26条第1項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第27条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第5項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第6項から第10項までの規定中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」に改め、「体制」と」の次に「第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第88条第1項中「第4項及び第9項」を「第5項及び第6項」に、「除く。）」、「第61条」を「除く。）」に、「第5項及び第7項」を「及び第4項」に、「同条第10項」を「同条第7項」に、「同条第12項」を「同条第9項及び第10項」に改め、「第61条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」

と」を削る。

第90条第1項中「, 第64条」を削り、同条第2項中「, 第64条」を削り、「指定児童発達支援, 指定医療型児童発達支援」を「指定児童発達支援」に改め、「, 指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「, 第64条」を削る。

第91条第1項中「, 第69条」を削る。

(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第10章 福祉型児童発達支援センター(第81条-第86条) 第11章 医療型児童発達支援センター(第87条-第90条)」を「第10章 児童発達支援センター(第81条-第86条) 第11章 削除」に改める。

第3条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第67条第1項第3号ア及び同項第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第5号アを次のように改める。

ア 支援室及び屋外遊戯場

第68条第9項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第10項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第76条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第77条第4項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第10章 福祉型児童発達支援センター」を「第10章 児童発達支援センター」に改める。

第81条を次のように改める。

(設備の基準)

第81条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項に掲げる設備のうち、発達支援室の定員及び面積並びに遊戯室の面積は、規則で定める基準に適合したものでなければならない。

第82条第1項中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第2項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かななければならない。

第82条第7項中「前各項に規定する職員のうち、」を「児童発達支援センターの」に改め、同項を同条第4項とし、同条第8項中「, 第88条第2項において同じ」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第83条及び第84条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第85条及び第86条を次のように改める。

第85条 削除

(心理学的及び精神医学的診査)

第86条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第87条から第90条まで 削除

(児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第5条第3項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第4項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第21条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第22条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、「に対し」を「を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的な

アセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第23条第1項中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第26条の見出しを「(支援)」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第40条第1項中「医療機関」の次に「(第4項において「協力医療機関」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第51条第2項第1号を次のように改める。

(1) 入所支援計画及び移行支援計画

第52条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第53条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「指定障害児通所支援基準条例」という。)第49条第1項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により、改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第1条の規定による改正後の指定障害児通所支援基準条例(以下「改正後の指定障害児通所支援基準条例」という。)第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第4条第1項の規定により、新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の指定障害児通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の指定障害児通所支援基準条例(次項において「改正前の指定障害児通所支援基準条例」という。)第7条第5項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第7項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の指定障害児通所支援基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の指定障害児通所支援基準条例第7条第5項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第7項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の指定障害児通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 改正後の指定障害児通所支援基準条例第26条の2（改正後の指定障害児通所支援基準条例第53条の5、第57条、第76条、第76条の2、第79条及び第79条の9において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、改正後の指定障害児通所支援基準条例第26条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。
- 7 改正法附則第11条の規定により、新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の児童福祉施設基準条例」という。）第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 改正法附則第11条の規定により、新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に設置している第2条の規定による改正前の児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「改正前の児童福祉施設基準条例」という。）第81条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の児童福祉施設基準条例第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に設置している改正前の児童福祉施設基準条例第81条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第47号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第73号）の一部を次のように改正する。

目次中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第26条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「交付」を「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付」に改め、同条第3項中「居宅介護計画作成後」を「第1項の居宅介護計画の作成後」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第46条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第51条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第59条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第2項中「アセスメントを行い」を「、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等から」を「療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第80条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第3項中「又は同項第4号の作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第95条中「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第95条の4中「第149条の3」を「第149条の4」に改める。

第106条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「交付」を「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付」に改める。

第123条中「第30条」の次に「、第31条第4項」を加える。

第143条第1項第2号及び同条第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第8章第5節中第149条の4を第149条の5とし、第149条の3を第149条の4とし、第149条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者は当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーションの利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第150条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第150条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者は、当該事業に関して、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置すること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第159条及び第172条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第185条中「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第190条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第61条」を「第61条第1項」に改め、「と、「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と」の次に「、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と」を加える。

第194条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第61条」を「第61条第1項」に改め、「と、「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と」の次に「、第180条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と」を加える。

第194条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第194条の7を次のように改める。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第194条の14第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。)第3条第1項の規定により当該事業所に配置され

た相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

- 4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条第1項の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第194条の17を次のように改める。

第194条の17 削除

第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「訪問することにより」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第194条の20中「準用する次条第1項」との次に「、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第195条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第198条の2第3項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第198条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第198条の6に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第198条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第200条の4第1項中「医療機関」の次に「(第4項において「協力医療機関」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第201条中「、第76条」を削る。

第201条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の10の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」及び「この項において」を削り、「実施状況等」を「実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第6項とし、同条に第1項から第5項までとして次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第201条の11中「、第76条」を削る。

第201条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の22中「、第76条」を削り、「第198条の6」を「第198条の7」に改める。

第202条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定障害児通所支援基準条例第61条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削り、「第80条第1項第6号」を「第80条第1項第5号」に改める。

第204条第1項中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

付則第7項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

付則第12項及び第13項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条－第161条）」を

「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条－第161条）」

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第161条の2）

第2節 人員に関する基準（第161条の3・第161条の4）

に改める。

第3節 設備に関する基準（第161条の5）

第4節 運営に関する基準（第161条の6－第161条の9）

第3条第1項中「及び第7章」を「第8章、第9章及び第10章」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 指定就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第161条の3 指定就労選択支援事業者が指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の員数は、規則で定める。

2 前項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この条及び次条において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条(第2項第1号を除く。)、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

第171条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第185条中「及び第147条」を「第147条及び第171条の2」に改める。

第190条及び第194条中「第147条」の次に「第171条の2」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「アセスメントを行い」を「その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用

者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等から」を「療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第38条第1項第3号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第49条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第51条第1項第2号及び同条第3項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条中「から第10条まで」を「第9条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第59条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第60条の次に次の1条を加える。

（規模）

第60条の2 就労移行支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第68条中「から第10条まで」を「第9条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第83条及び第86条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第87条第1項中「指定医療型児童発達支援（指定障害児通所支援基準条例第60条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第55条－第59条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第55条－第59条）
第5章の2 就労選択支援（第59条の2－第59条の

8）」に改める。

第3条中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第59条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能

力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第59条の3 就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(従業者の配置の基準)

第59条の4 就労選択支援事業所に置くべき従業者は、次に掲げる者とする。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第59条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第59条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この条及び次条において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第59条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第59条の8 第8条, 第9条(第2項第1号を除く。), 第13条から第16条まで, 第19条, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条から第36条まで, 第37条, 第40条, 第42条, 第43条及び第44条から第48条までの規定は, 就労選択支援の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき, 利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第67条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第67条の2 就労移行支援事業者は, 利用者に対し, 指定計画相談支援を行う者と連携し, 定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第83条中「及び第52条」を「, 第52条及び第67条の2」に改める。

第86条中「から第10条まで」を「, 第9条」に改め、「第52条」の次に「, 第67条の2」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和6年4月1日から施行する。ただし, 第2条及び第4条の規定は, 規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間, 第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第198条の7(改正後の条例第201条の22において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第201条の10の規定の適用については, 改正後の条例第198条の7第2項及び第3項並びに第201条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と, 改正後の条例第198条の7第4項及び第201条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第48号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき 指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第1号ウ及び同項第2号イ中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第26条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等から」を「施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第28条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第28条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第51条第1項中「医療機関」の次に「(第4項において「協力医療機関」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する

基準を定める条例（平成24年茨城県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第1号エ及び同項第2号ウ中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等から」を「施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条第1項中「医療機関」の次に「(第4項において「協力医療機関」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「改正後の指定障害者支援施設等基準条例」という。）第28条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の指定障害者支援施設等基準条例第28条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「改正後の障害者支

援施設基準条例」という。) 第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和8年3月31日までの間、改正後の障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第49号議案

社会福祉法に基づき女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第4条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第5条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第6条 女性自立支援施設は、非常災害が発生した場合において、円滑かつ迅速な避難、救護等を確保するため、あらかじめ、関係機関への通報、避難誘導、救護活動等に関する具体的な計画（第17条第4項において「非常災害計画」という。）を定め、当該計画を定期的に職員に周知しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救護等の訓練を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際し必要な設備を設けなければならない。

4 女性自立支援施設は、食品、飲料水、医薬品その他非常災害に際し必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第17条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第8条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第9条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第10条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援を行う職員 2以上

(3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第11条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、規則で定める基準を満たすこと。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔に保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第13条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所人員)

第14条 一の居室に入所させる人員は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(自立支援等)

第15条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏ま

えた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第16条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第17条 女性自立支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第18条 女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う必要がある。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第19条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関等との連携)

第20条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体のほか、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第21条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができ

る。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(社会福祉法に基づき婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 社会福祉法に基づき婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第62号）は、廃止する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第50号議案

茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年茨城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条第1項の表宿泊室の項を削る。

第5条第1項中「又は宿泊室（以下「研修室等」という。）」を削り、同条第2項中「研修室等」を「研修室」に改める。

第6条、第7条第5号並びに第10条第1項第2号及び第3号中「研修室等」を「研修室」に改める。

第15条第1項中「研修室等」を「研修室」に改め、同項ただし書を削る。

別表 1 研修室の利用料金の表中「1 研修室の利用料金」を削り、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「営利目的」とは、営利、宣伝その他これらに類する目的をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表 2 宿泊室の利用料金の表を削る。

第2条 茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第15条、第18条関係）

区 分			金 額 (単位 円)			
			午 前 (午前9時から 正午まで)	午 後 (午後1時から 午後5時まで)	夜 間 (午後6時から 午後10時まで)	
青 少 年 等	大 研 修 室		2,320	2,960	3,740	
	中	研 修 室 1	1,420	1,920	2,440	
	中	研 修 室 2	1,790	2,490	3,210	
	小 研 修 室		910	1,270	1,550	
	特 別 研 修 室		510	640	770	
	中	和 研 修 室	640	770	910	
	小	和 研 修 室	430	510	600	
大 研 修 室	非営利目的	平 日	5,440	7,270	8,980	
		土・日曜日, 休日	6,530	8,720	10,770	
	営利目的	平 日	8,160	10,890	13,460	
		土・日曜日, 休日	9,790	13,070	16,150	
	中 研 修 室 1	非営利目的	平 日	2,710	3,740	4,750
			土・日曜日, 休日	3,240	4,490	5,700

青 少 年 等 以 外 の 者	営利目的	平日	4,060	5,620	7,130	
		土・日曜日, 休日	4,860	6,730	8,550	
	中研修室2	非営利目的	平日	3,560	4,880	6,200
			土・日曜日, 休日	4,260	5,850	7,420
		営利目的	平日	5,340	7,330	9,280
			土・日曜日, 休日	6,420	8,790	11,130
	小研修室	非営利目的	平日	1,920	2,570	3,220
			土・日曜日, 休日	2,310	3,080	3,860
		営利目的	平日	2,880	3,860	4,830
			土・日曜日, 休日	3,450	4,630	5,790
	特別研修室	非営利目的	平日	910	1,270	1,550
			土・日曜日, 休日	1,090	1,530	1,860
		営利目的	平日	1,370	1,910	2,320
			土・日曜日, 休日	1,630	2,290	2,780
	中和研修室	非営利目的	平日	1,050	1,420	1,800
			土・日曜日, 休日	1,250	1,690	2,150
		営利目的	平日	1,560	2,130	2,690
			土・日曜日, 休日	1,870	2,540	3,210
	小和研修室	非営利目的	平日	680	950	1,190
			土・日曜日, 休日	810	1,130	1,420
営利目的		平日	1,030	1,420	1,790	
		土・日曜日, 休日	1,220	1,690	2,140	

付 則

- この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条及び次項の規定は同年10月1日から、付則第3項及び第4項の規定は公布の日から施行する。
- 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の規定により利用の承認を受けている者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。
- 茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第9条に規定する指定管理者は、第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定による改正後の茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第18条第1項の規定

により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第51号議案

茨城県青少年の健全育成等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「(配偶者のある女子を除く。)」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第52号議案

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則（第113条・第114条）」を「第15章 里親支援センター（第113条－第118条）
第16章 雑則（第119条・第120条）」に改める。

第7条の2第1項及び第16条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第33条中「ついて」の次に「年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第35条中「児童家庭支援センター」の次に「里親支援センター」を加える。

第41条中「ついて」の次に「年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第44条中「児童家庭支援センター」の次に「里親支援センター」を加える。

第63条中「ついて」の次に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第66条中「児童家庭支援センター」の次に「里親支援センター」を加える。

第95条中「ついて」の次に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第98条中「児童家庭支援センター」の次に「里親支援センター」を加える。

第105条中「ついて」の次に「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第108条中「児童家庭支援センター」の次に「里親支援センター」を加える。

第15章中第114条を第120条とし、第113条を第119条とし、同章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

（設備の基準）

第113条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号及び第118条において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第114条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者で

あって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

- (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第115条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 知事が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第116条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第117条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第118条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接な連携に努め、里親等の支援に当たらなければならない。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第53号議案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年茨城県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

第2条 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第9条の3の見出しを「(女性相談支援センター)」に改め、同条第1項中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

(社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例(昭和39年茨城県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、売春防止法(昭和31年法律第118号)」を削り、「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」に改める。

別表第1 婦人保護施設の項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第44条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第112条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第54号議案

茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和49年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「118,800円」を「139,600円」に改める。

第7条中「相当する額」の次に「(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に入学する者に係る授業料について適用し、同日前から引き続き在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第55号議案

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例（平成16年茨城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項の表中「390,000円」を「392,800円」に、「10,000円」を「11,000円」に改める。

第7条中「相当する額」の次に「(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

付 則

- 1 この条例中第5条第4項の表の改正規定（「10,000円」を「11,000円」に改める部分に限る。）及び付則第3項の規定は令和6年10月1日から、その他の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第4項（授業料に係る部分に限る。）及び第7条の規定は、令和7年4月1日以後に入学する者に係る授業料について適用し、同日前から引き続き在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第5条第4項（受講料に係る部分に限る。）の規定は、令和6年10月1日以後に受講を開始する者に係る受講料について適用し、同日前に受講を開始する者に係る受講料については、なお従前の例による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第56号議案

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例（昭和51年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表物性試験・薄膜作成等機器の部めっき膜厚計の項を削り、

I C P 発 光 分 析 装 置	1 時 間	3,300	を
-------------------	-------	-------	---

I C P 発 光 分 析 装 置	1 時 間	6,050	に
原 子 吸 光 分 析 装 置	1 時 間	4,400	

改め、同表金属工作機械の部鋸盤^{のこ}の項及びシャーリングマシンの項を削る。

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表分析の部定性分析の項中

XPS測定装置による深さ方向分析	1 試 験 ・ 1 測 定	88,560	を削り、同部定量分析の項
------------------	---------------	--------	--------------

中

I C P 発 光 分 析 装 置 によるもの	1 試 料 ・ 1 成 分	4,840	を
-------------------------	---------------	-------	---

I C P 発 光 分 析 装 置 によるもの	1 試 料 ・ 1 成 分	9,900	に改め、同表材料試験等の
原 子 吸 光 分 析 によるもの	1 試 料 ・ 1 成 分	8,030	

部低歪速度試験^{ひずみ}の項を削り、同部残留応力測定^{ひずみ}の項中

エックス線残留応力測定装置による弾性定数測定	1 試 料	6,930	を削り、同部熱処理試験の
------------------------	-------	-------	--------------

項を削り、同表性能試験（長期性能試験）の部耐食試験の項中

塩水噴霧試験等(卓上型塩水噴霧試験機以外によるもの)	1 件 ・ 24 時 間	6,710	を
卓上型塩水噴霧試験機による塩水噴霧試験等	1 件 ・ 24 時 間	4,730	

塩水噴霧試験等（複合サイクル機によるもの）	1 件 ・ 24 時 間	6,710
塩水噴霧試験等（卓上型塩水噴霧試験機によるもの）	1 件 ・ 24 時 間	4,730
塩水噴霧試験等（塩水噴霧試験機によるもの）	1 件 ・ 24 時 間	6,820

に改め、同表表面処理試験

の部膜厚試験の項中

電 解 式 膜 厚 計 に よ る も の	1 試 料 ・ 1 測 定	2,200
-----------------------	---------------	-------

を削り、同表設計支援の部

3Dプリンタ（インクジェット式）の項を削り、同表食品の分析、試験等の部一般分析の項中

定 性 分 析	1 試 料 ・ 1 成 分	660
---------	---------------	-----

及び

機 器 分 析	1 試 料 ・ 1 成 分	1,760
---------	---------------	-------

を削り、同部特殊分析の項

を削り、同部測定試験の項を次のように改める。

測 定 試 験	食 品 硬 度 等 測 定 試 験	1 試 料 ・ 1 測 定	2,100
	でん 澱 粉 糊 化 特 性 測 定 試 験	1 試 験 ・ 1 測 定	3,740
	水 分 活 性 測 定	1 試 験 ・ 1 測 定	1,540
	ガ ス 透 過 率 測 定	1 試 料 ・ 1 項 目	8,690
	水分量測定(加熱乾燥法によるもの)	1 試 料	3,630
	水分量測定(赤外線水分計によるもの)	1 試 料	2,200
	グ ル コ ー ス 分 析	1 試 料 ・ 1 測 定	2,530
	デジタル糖度計による比重測定	1 試 料 ・ 1 項 目	1,210
	振 動 式 密 度 計 に よ る 測 定	1 試 料 ・ 1 項 目	1,320

別表第2 3 茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸高等学校の表窯業試験の部電子顕微鏡観察（表面）試験の項及びその他の試験の項を削る。

第2条 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）使用料

- 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸高等学校を除く。）

区分	設 備 の 種 類	単 位	金 額 (単位 円)
強度試験機器	インストロン万能試験機 (15 トン)	1 時 間	1,650
	インストロン万能試験機 (60 トン)	1 時 間	1,980
	落 下 試 験 機	1 時 間	1,870
摩擦・耗試験機器	ス ガ 摩 耗 試 験 機	1 時 間	550
硬度試験機器	微 小 ビ ッ カ ー ス 硬 さ 試 験 機	1 時 間	1,320
	ブ リ ネ ル 硬 度 計	1 時 間	660
	ロ ッ ク ウ ェ ル 硬 度 計	1 時 間	1,320
物 性 試 験 ・ 薄 膜 作	熱 間 埋 込 機 (樹 脂 の 包 埋)	1 時 間	1,210
	蛍 光 エ ッ ク ス 線 膜 厚 計	1 時 間	1,870
	微 小 蛍 光 エ ッ ク ス 線 分 析 装 置	1 時 間	3,520
	I C P 発 光 分 析 装 置	1 時 間	6,050
	原 子 吸 光 分 析 装 置	1 時 間	4,400
	マ イ ク ロ 波 加 熱 分 解 装 置	1 時 間	2,640
	赤 外 分 光 光 度 計	1 時 間	3,520
	ド ラ フ ト チ ャ ン バ ー	1 時 間	1,650
	三 次 元 測 定 機	1 時 間	2,860
	金 属 顕 微 鏡 (組 織 解 析 機 能 付)	1 時 間	1,650
	カーボンコーター (カーボンコーティング)	1 時 間	880
	ス パ ッ タ リ ン グ 装 置	1 時 間	2,420
	雰 囲 気 中 液 体 急 冷 装 置 (ア モ ル フ ァ ス 合 金 製 造)	1 時 間	3,080
	走 査 型 電 子 顕 微 鏡	1 時 間	3,520
	モ ノ ク ロ メ ー タ ー 付 キ セ ノ ン ラ ン プ	1 時 間	1,320
	粒 度 分 布 測 定 装 置	1 時 間	1,650
	走 査 型 プ ロ ー プ 顕 微 鏡	1 時 間	6,160
	試 料 研 磨 機	1 時 間	1,210
	放 電 プ ラ ズ マ 焼 結 装 置	1 時 間	3,630

成 等 機 器	ラ マ ン 分 光 分 析 装 置	1 時 間	2,530
	表 面 粗 さ 輪 郭 形 状 測 定 機	1 時 間	2,090
	炭 素 硫 黄 分 析 装 置	1 時 間	2,760
	エ ッ ク ス 線 残 留 応 力 測 定 装 置	1 時 間	3,410
	レ ー ザ ー 顕 微 鏡	1 時 間	2,090
	イ オ ン ミ リ ン グ 装 置	1 時 間	2,530
	分 光 光 度 計	1 時 間	2,970
	卓 上 S E M	1 時 間	2,860
	デ ジ タ ル マ イ ク ロ ス コ ー プ	1 時 間	770
	真 円 度 測 定 機	1 時 間	2,310
	画 像 測 定 機	1 時 間	1,870
洗淨 関連 機器	フ ァ イ ン バ ブ ル 発 生 装 置	1 時 間	1,540
電 気 試 験 機 器	R F イ ミ ュ ニ テ イ 機 器	1 時 間	6,600
	耐 ノ イ ズ 試 験 機	1 時 間	4,620
	E M I 機 器	1 時 間	5,940
	電 源 変 動 許 容 度 試 験 器	1 時 間	2,750
	絶 縁 耐 圧 試 験 器	1 時 間	1,320
	漏 れ 電 流 試 験 器	1 時 間	1,870
	抵 抗 計	1 時 間	990
	通 信 環 境 評 価 装 置	1 時 間	4,730
	電 磁 界 可 視 化 装 置	1 時 間	3,410
	汎 用 型 オ シ ロ ス コ ー プ	1 時 間	880
耐 候 試 験 機 器	恒 温 恒 湿 器	1 時 間	3,080
		1 時 間 を 超 え, 1 時 間 ご と に	660
	卓 上 型 塩 水 噴 霧 試 験 機	1 時 間	1,540
生 物 試 験 機 器 連 結 器	オ ー ト ク レ ー プ	1 時 間	990
	低 温 恒 温 器	1 日	2,090

金属 工作 機械	切 断 機	1 時 間	880
	油 圧 サ ー ボ プ レ ス 機 (110 ト ン)	1 時 間	4,180
	ダ イ カ ス ト マ シ ン シ ス テ ム	1 日	176,660
	温 間 圧 延 機	1 日	35,860
	ダ イ ヤ モ ン ド ワ イ ヤ ー 切 断 機	1 時 間	4,180
木 材 工 作 機 械	角 の み 機	1 時 間	120
	超 仕 上 鉋 盤	1 時 間	600
	手 押 し 鉋 盤	1 時 間	550
	バ ン ド ソ ー	1 時 間	550
	昇 降 盤	1 時 間	330
	自 動 一 面 鉋 盤	1 時 間	950
	木 工 旋 盤	1 時 間	230
設 計 支 援 機 器	大 判 イ ン ク ジ ェ ッ ト プ リ ン タ	1 枚 ・ B 0 判	2,420
		1 枚 ・ A 0 判	2,090
		1 枚 ・ A 1 判	1,540
		1 枚 ・ A 2 判	1,320
	簡 易 3 D ス キ ャ ナ	1 時 間	440
	三 次 元 デ ジ タ イ ザ	1 時 間	1,980
自 動 化 技 術 支 援 機 器	加 工 工 程 模 擬 ラ イ ン 装 置	1 時 間	1,320
	組 立 工 程 模 擬 ラ イ ン 装 置	1 時 間	1,320
	検 査 工 程 模 擬 ラ イ ン 装 置	1 時 間	1,320
	撮 像 検 証 シ ス テ ム	1 時 間	1,430
食 品 等 分 析 ・ 観 察 機 器	ア ル コ ー ル 分 析 機	1 時 間	770
	ガ ス 透 過 率 測 定 機	1 時 間	2,750
	赤 外 線 水 分 計	1 時 間	990
	穀 粒 判 別 機	1 時 間	1,100
	水 分 活 性 測 定 装 置	1 時 間	1,100
	テ ン シ ョ ン プ レ ッ サ ー	1 時 間	880

食品加工試験機	高温高圧調理滅菌機	1時間	2,970
	ドラムドライヤー	1時間	1,760
	微粉砕試験機	1時間	1,000
	ピレンミル	1時間	1,760
	オーブン	1時間	880
	スチーマーボックス	1時間	2,750
	製麺機	1時間	2,530
	真空凍結乾燥機	1時間	990
	人工太陽照明システム	1時間	990
	加圧釜	1時間	2,420
食品加工機器	試験用精米機	1時間	770
	蒸米機	1時間	990
	製品ろ過機	1時間	770
	圧搾機	1時間	880
	醸造用小型精米機	1時間	1,430

2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所

区分	設備の種類	単位	金額(単位円)
加工	力織機	1日	1,100
	整経機	1時間	770
		1時間を超え, 1時間ごとに	220
	繰返機	1日	660
	揚返機	1日	600
	熱糸機	1時間	770
		1時間を超え, 1時間ごとに	120
	広幅整理機	1時間	1,210
	小型レピア試織機	1日	3,300
遠心脱水機	1時間	770	
工	手動式かせ揚げ機	1日	660

機 類	卓 上 型 手 織 機	1 日	660
	射 出 成 形 機	1 時 間	3,080
	マ ン グ ル	1 時 間	770
	自 動 柄 織 織 機 シ ス テ ム	1 時 間	3,520
	大 判 プ リ ン タ	1 枚 ・ A 1 判	990
	設 計 図 案 シ ス テ ム	1 時 間	770
	レ バ ー 式 試 料 裁 断 機	1 時 間	660
	プ レ ス 成 形 機 (真 空 機 能 な し)	1 時 間	1,980
	プ レ ス 成 形 機 (真 空 機 能 あ り)	1 時 間	2,640
	ミ ク ロ ト ー ム	1 時 間	2,090
	凍 結 粉 砕 機	1 時 間	990
	切 断 機	1 時 間	1,760
	自 動 研 磨 機	1 時 間	1,100
	ワ イ ン ダ ー	1 時 間	1,100
	サ イ ジ ン グ 機	1 時 間	1,320
ホ ー ル ガ ー メ ン ト コ ン ピ ュ ー タ ー 横 編 機	1 時 間	2,530	
試 験	万 能 試 験 機	1 時 間	1,650
	通 気 度 試 験 機	1 時 間	550
	電 子 顕 微 鏡	1 時 間	1,980
	メ ル ト イ ン デ ク サ	1 時 間	770
	試 料 作 成 機	1 時 間	660
	万 能 振 子 式 衝 撃 試 験 機	1 時 間	770
	デ ジ タ ル マ イ ク ロ ス コ ー プ	1 時 間	1,650
	超 音 波 洗 浄 機	1 時 間	770
	布 用 厚 さ 測 定 器	1 時 間	660
	送 風 定 温 乾 燥 機	1 時 間	660
	接 触 角 計	1 時 間	660
	破 断 観 察 装 置 (高 速 度 カ メ ラ)	1 時 間	2,200

機	分光測色計		1 時 間	770	
	ドライクリーニング試験機		1 時 間	770	
	赤外線水分計		1 時 間	660	
	引裂試験機		1 時 間	660	
	変角光沢計		1 時 間	770	
	摩擦堅ろう度試験機		1 時 間	660	
	熱分析装置		1 時 間	3,630	
	P V T 装置		1 時 間	3,740	
	器	熱拡散率・熱伝導率測定装置		1 時 間	3,740
		赤外分光光度計		1 時 間	2,640
	類	恒温恒湿器		1 時 間	880
K E S 風 合 い 試 験 機		引張せん断試験機	1 時 間	1,210	
		純曲げ試験機	1 時 間	1,210	
		大型曲げ試験機	1 時 間	1,210	
		圧縮試験機	1 時 間	1,100	
		表面試験機	1 時 間	1,210	
		表面摩擦試験機	1 時 間	1,210	
		サーモラボ	1 時 間	1,100	
	大型ねじり試験機	1 時 間	1,210		

別表第2（第2条関係）手数料

- 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）

区	分	単 位	金額（単位 円）
	微小蛍光エックス線分析装置によるもの（マッピング分析以外のもの）	1 試料・1 測定	3,960
	微小蛍光エックス線分析装置によるマッピング分析	1 試料・1 測定	6,600
	電子顕微鏡によるもの	1 試料・1 箇所 （写真1枚付）	8,690
	F T - I R によるもの	1 試験・1 測定	5,280
	赤外顕微鏡によるもの	1 試験・1 測定	7,040

分 析	定 性 分 析	X P S測定装置による表面分析	1 試 験 ・ 1 測 定	16,610	
			1 試 験 ・ 1 測 定 (1条件増すごとに)	10,120	
		ラマン分光分析装置によるもの	1 試 験 ・ 1 測 定	5,500	
		エックス線回折装置によるもの	1 試 料 ・ 1 測 定	14,630	
		卓 上 S E M に よ る も の	1 試 験 ・ 1 箇 所	3,960	
		ポータブル蛍光エックス線分析装置によるもの	1 試 料 ・ 1 測 定	2,420	
	定 量 分 析	p H 値 測 定	1 試 料	1,210	
			I C P 発 光 分 析 装 置 に よ る も の	1 試 料 ・ 1 成 分	9,900
			原 子 吸 光 分 析 に よ る も の	1 試 料 ・ 1 成 分	8,030
			炭 素 硫 黄 分 析 装 置 に よ る も の	1 試 験 ・ 1 測 定	4,840
	前 処 理	マイクロ波加熱分解装置によるもの	1 試 料	6,600	
			マニピュレータマイクロスコープによるもの	1 試 料	5,610
			ダイヤモンドワイヤー切断機によるもの	1 件	3,410
			そ の 他 前 処 理	1 時 間	3,630
	材 料 試 験 等	材 料 強 度 試 験 等	インストロン万能試験機 (15トン) によるもの	1 試 料 ・ 1 項 目	3,850
インストロン万能試験機 (15トン) のアライメント調整			1 件	12,210	
インストロン万能試験機 (60トン) によるもの			1 試 料 ・ 1 項 目	4,730	
硬 度 試 験		微小ビッカース硬さ試験機によるもの	1 試 料 ・ 3 点 測 定	1,760	
			(追加1点増すごとに)	440	
		ブリネル硬度計によるもの	1 試 料 ・ 3 点 測 定	1,540	
			(追加1点増すごとに)	340	
		ロックウェル硬度計によるもの	1 試 料 ・ 3 点 測 定	1,430	
			(追加1点増すごとに)	440	
疲 労 試 験		疲労試験機によるもの(恒温槽の利用なし)	1 試 料 ・ 1 時 間	8,580	
			1 時 間 を 超 え, 1 試 料 1 時 間 ごとに	770	
		疲労試験機によるもの(恒温槽の利用あり)	1 試 料 ・ 1 時 間	11,110	
			1 時 間 を 超 え, 1 試 料 1 時 間 ごとに	990	
		疲労試験機 (15k N) によるもの	1 試 料 ・ 1 時 間	11,110	

		(高温炉の利用なし)	1 時間を超え, 1 試料 1 時間ごとに	1,760
		疲労試験機 (15 k N) によるもの (高温炉の利用あり)	1 試料・1 時間	11,660
			1 時間を超え, 1 試料 1 時間ごとに	2,420
		平面曲げ疲労試験機によるもの	1 試料・1 時間	9,350
	1 時間を超え, 1 試料 1 時間ごとに		1,540	
	残留応力測定	エックス線残留応力測定装置によるもの (弾性定数測定以外のもの)	1 測定	5,170
	非破壊試験 (エックス線 C T 装置によるもの)	1 試料・1 時間	12,100	
		1 時間を超え, 1 試料 1 時間ごとに	9,020	
	焼 結 試 験		1 件	11,000
	透 過 率・反 射 率・吸 光 度 測 定		1 試料・1 測定	4,840
性能試験 (長期性能試験)	耐 食 試 験	塩水噴霧試験等(複合サイクル機によるもの)	1 件・24 時間	7,810
		塩水噴霧試験等(卓上型塩水噴霧試験機によるもの)	1 件・24 時間	5,390
		塩水噴霧試験等(塩水噴霧試験機によるもの)	1 件・24 時間	6,820
		塩乾湿複合サイクル試験等	1 件・8 時間	12,980
			8 時間を超え, 1 件 8 時間ごとに	5,280
		写 真 撮 影	1 枚	330
	劣 化 試 験	1 件・1 時間	3,410	
		1 時間を超え, 1 件 1 時間ごとに	660	
木材試験	木材含水率測定に係るもの	1 件(5 試料)	660	
	木材比重測定に係るもの	1 件(5 試料)	1,430	
表面処理試験	膜厚試験	蛍光エックス線膜厚計によるもの	1 試料・1 測定	3,630
	引 っ か き 硬 度 (鉛 筆 法)	1 件	3,190	
	付 着 性 (ク ロ ス カ ッ ト 法)	1 件	3,190	
精度試験	精 密 測 定	三次元測定機によるもの	1 試料・1 要素測定	2,970
		表面粗さ輪郭形状測定機によるもの	1 試料・1 測定	2,530
			自動測定の追加・ 1 測定	550
		真円度測定機によるもの	1 試料・1 測定	2,530
		画像測定機によるもの	1 試料・1 測定	2,200

金 属 試 験	金属組織試験	金属顕微鏡によるもの	1 試 験 ・ 1 箇 所 (写 真 1 枚 付)	2,200
		金属顕微鏡による解析	1 解 析	1,540
		走査型電子顕微鏡によるもの	1 試 験 ・ 1 箇 所 (写 真 1 枚 付)	3,410
		デジタルマイクロスコープによるもの	1 試 験 ・ 1 箇 所 (写 真 1 枚 付)	2,420
		走査型プローブ顕微鏡によるもの	1 試 料 ・ 1 測 定	12,210
		結 晶 方 位 測 定	1 試 料 ・ 1 測 定	16,280
		卓 上 S E M に よ る も の	1 試 験 ・ 1 箇 所	2,750
		走査型プローブ顕微鏡によるもの (環境制御ユニット使用)	1 試 料 ・ 1 測 定	20,350
	金 属 材 料 摩 耗 試 験	1 件 ・ 1 時 間	2,750	
	前 処 理	試 料 埋 込	1 試 料	1,320
		試 料 研 磨	1 試 料	3,190
		試 料 蒸 着 処 理	1 試 料	990
		結 晶 方 位 測 定 用 処 理	1 試 料	12,210
		イ オ ン ミ リ ン グ	1 時 間	3,960
試 料 切 断		0 . 5 時 間	1,980	
設 計 支 援	三 次 元 形 状 デ ー タ 作 成 (C A D)	1 件 ・ 1 時 間	3,740	
	解析シミュレーション(CAE)	設 定	1 件 ・ 1 時 間	4,180
		計 算	1 件 ・ 1 時 間	990
	塑性加工解析(CAE)	設 定	1 件 ・ 1 時 間	6,050
		計 算	1 件 ・ 1 時 間	2,750
	模 型 試 作 (CAM)	設 定	1 件 ・ 1 時 間	3,630
		加 工	1 件 ・ 1 時 間	440
	3Dプリンタ (熱溶解積層法)	設 定	1 件 ・ 1 時 間	4,070
		樹 脂 造 形	1 件 ・ 1 時 間	990
		F R P 造 形	1 件 ・ 1 時 間	1,980
	三次元デジタル イザによるもの	形 状 測 定	1 時 間	4,620
		デ ー タ 処 理	1 時 間	990
	電 磁 界 解 析	設 定	1 件 ・ 1 時 間	7,590

	(CAE)	計 算	1 件 ・ 1 時 間	4,290	
	3Dモデリングマシン	設 定	1 件 ・ 1 時 間	4,070	
		造 形	1 件 ・ 1 時 間	770	
	立体造形装置	設 定	1 件 ・ 1 時 間	3,740	
		造 形	1 件 ・ 1 時 間	770	
電 気 試 験	絶 縁 耐 圧 試 験		1 試 験 ・ 1 測 定	990	
	ノ イ ズ 耐 性 試 験		1 件 ・ 0.5 時 間	3,190	
	R F イ ミ ユ ニ テ イ 試 験		1 件 ・ 1 時 間	8,910	
	E M I 試 験		1 件 ・ 1 時 間	8,580	
	電磁ノイズ源探査（電磁界可視化装置によるもの）		1 件 ・ 1 時 間	5,170	
	電 気 計 測（抵 抗 計 に よ る も の）		1 試 験 ・ 1 測 定	990	
	電 気 計 測（デジタルマルチメータによるもの）		1 試 験 ・ 1 測 定	1,540	
	耐環境試験	冷 熱 衝 撃 試 験		1 件 ・ 1 時 間	5,390
		1 時 間 を 超 え、 1 件 1 時 間 ごと に	2,420		
自 動 化 技 術 支 援	模 擬 ス マ ー ト 工 場 を 利 用 し た 動 作 検 証		1 件 ・ 1 時 間	3,630	
	模 擬 ス マ ー ト 工 場 用 プ ロ グ ラ ム 作 成		1 件 ・ 1 時 間	3,630	
	撮 像 検 証 シ ス テ ム に よ る も の		1 試 料 ・ 1 測 定	1,650	
	一 般 分 析	定 量 分 析	1 試 料 ・ 1 成 分	990	
		ガスクロマトグラフによる分析		1 試 料 ・ 1 測 定	7,590
		生 物 顕 微 鏡 に よ る 分 析		1 試 験 ・ 1 測 定	1,430
		ヘッドスペースGC/MSによる定性分析		1 試 料 ・ 1 測 定	13,970
	栄 養 成 分 分 析	アミノ酸 分析	指 定 ア ミ ノ 酸 17 種 類	1 件（10 試 料）	55,330
			指 定 ア ミ ノ 酸 35 種 類	1 件（3 試 料）	60,720
		窒 素 分 析		1 試 料 ・ 1 成 分	3,190
		脂 肪 分 析		1 試 料 ・ 1 成 分	4,620
		食 品 硬 度 等 測 定 試 験		1 試 料 ・ 1 測 定	2,420
		でん 澱 粉 糊 化 特 性 測 定 試 験		1 試 験 ・ 1 測 定	3,850
		水 分 活 性 測 定		1 試 験 ・ 1 測 定	1,650

食品の分析, 試験等	測定試験	ガス透過率測定	1試料・1項目	9,130			
		水分量測定(加熱乾燥法によるもの)	1試料	3,630			
		水分量測定(赤外線水分計によるもの)	1試料	2,200			
		グルコース分析	1試料・1測定	2,530			
		デジタル糖度計による比重測定	1試料・1項目	1,210			
		振動式密度計による測定	1試料・1項目	1,320			
	細菌検査	一般細菌検査(一般生菌数, 大腸菌群等)	1試料・1項目	3,410			
		特殊細菌検査(黄色ブドウ球菌等)	1試料・1項目	6,600			
		その他の細菌検査(真菌, 酵母等)	1試料・1項目	4,950			
	酵素試験	酵素力価測定(酸性カルボキシペプチダーゼ)	1試料・1項目	5,830			
		酵素力価測定(グルコアミラーゼ)	1試料・1項目	4,180			
		酵素力価測定(α -アミラーゼ)	1試料・1項目	3,410			
	抗	菌	試	験	1試料・1項目	31,020	
	保	存	試	験	30日以内のもの1試料	3,080	
	官	能	検	査	1試料	1,540	
	成	績	書	交	付	1通	660

備考 職員の派遣を要する試験, 分析, 検査, 調製, 加工等に係る手数料の額は, この表に掲げる額に職員の派遣に要する時間1時間までごとに3,630円を加算した額とする。

2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所

区	分	単	位	金額(単位 円)
各種繊維の繊度, 繊維長, 強伸度, 水分率その他の物理的性状の試験又は分析	簡単なもの	1	件(1事項)	2,090
	やや複雑なもの	1	件(1事項)	4,400
	複雑なもの	1	件(1事項)	6,270
各種糸の太さ, より数, 強伸度, 糸むらその他の物理的性状の試験	簡単なもの	1	件(1事項)	2,090
	やや複雑なもの	1	件(1事項)	4,400
	複雑なもの	1	件(1事項)	6,270
織物又は編物の目付, 強伸度, 通気性その他の物	簡単なもの	1	件(1事項)	2,090
	やや複雑なもの	1	件(1事項)	4,400

試験又は分析	理的性状の試験	複雑なもの	1件(1事項)	6,270
	織物又は編物の組織分解 又は設計	簡単なもの	1件(1事項)	2,090
		やや複雑なもの	1件(1事項)	4,400
		複雑なもの	1件(1事項)	6,380
	精練, 漂白, 染色, ^{のりづけ} 糊付, 仕上げその他の加工試験		1件(1事項)	2,970以上 10,450以下
	染色堅ろう度試験	熱湯, 水, 汗, 洗濯, 摩擦等	1件(1事項)	1,430
		耐光(キセノンウェザー メーターによるもの)	1件(5試料)・ 4級まで又は 6.5時間まで	2,860
			1件(5試料)・ 5級又は6.5時間を 超え, 12時間まで	4,620
			12時間を超え, 1件1時間ごとに	340
		耐光(フェードメーター によるもの)	1件・3級まで又は 6時間まで	5,500
			6時間を超え, 1件1時間ごとに	770
	耐 候 試 験	1件(5試料)・ 8時間	4,070	
		8時間を超え, 1件1時間ごとに	550	
	耐光試験(フェードメーターによるもの)	1件(5試料)・ 1時間	1,760	
		追加5試料ごとに	330	
		1時間を超え, 1件1時間ごとに	770	
	恒 温 恒 湿 試 験	1件・1時間	1,540	
		1時間を超え, 1件1時間ごとに	330	
	測 色 試 験	1 件	1,540	
	洗 濯 試 験	1 件	2,420	
繊維, 染料, 助剤, 薬剤等の分析及び応用試験	1件・1成分	3,080以上 11,000以下		
プラスチック材料試験	簡単なもの	1件(1事項)	3,300	
	複雑なもの	1件(1事項)	6,600	
	メルトインデクサによる もの	1 件	2,530	
プラスチック試料作成	射出成形機によるもの	1件(5ショットまで)	4,070	
		追加同一材料(5シ ョットまで)	770	
	試 料 切 断	1 件	1,540	

	試料研磨	1件	3,410			
	冷間樹脂埋め	1試料	1,650			
	その他の試料作成機等によるもの	1件(1事項)	1,430			
電子顕微鏡表面観察		1件(1事項) (写真1枚付)	4,510			
		追加1箇所につき (写真1枚付)	880			
デジタルマイクロスコープ観察		1件(1事項) (写真1枚付)	2,310			
		写真追加1枚につき	440			
疲労試験	疲労試験機(油圧)によるもの(恒温槽の利用なし)	1試料・1時間	6,710			
		1時間を超え, 1試料1時間ごとに	880			
	疲労試験機(油圧)によるもの(恒温槽の利用あり)	1試料・1時間	9,240			
		1時間を超え, 1試料1時間ごとに	1,100			
強度試験	万能試験機によるもの	1件	2,200			
	高速度カメラによる破断観察	1件・1時間	4,070			
熱	分	析	1試料・1時間	4,730		
P	V	T	測定	1条件	7,370	
摩	擦	処	理	試験	1試料(1,000回まで)	990
熱	拡	散	率	測定	1測定	7,590
K E S 風 合 い 試 験	引張せん断試験	1件(1事項)	1,870			
	曲げ試験	1件(1事項)	1,870			
	圧縮試験	1件(1事項)	1,760			
	表面試験	1件(1事項)	1,870			
	接触冷温感・熱伝導率・保温性試験	1件(1事項)	1,760			
	ねじり試験	1件(1事項)	1,870			
	風合い値解析	1件(1事項)	990			
成	績	書	交	付	1通	660
織物又は糸の精練, 漂白, 染色その他の加工		1件(1事項)	990以上 9,570以下			
織物の整理仕上げ		1反又は12メートル	470以上 4,070以下			

試作又は加工	織	手織りによるもの	1件(1事項) (幅10センチメートルまで, 長さ30センチメートルまで)	7,810
		小型レピア試織機によるもの	1件(1事項) (幅50センチメートルまで, 長さ100センチメートルまで)	35,420
			1件(1事項) (長さ100センチメートルを超え, 100センチメートルにつき)	4,290
	試編み(ホールガーメントコンピューター横編機によるもの)	1件(1事項) (幅90センチメートルまで, 長さ50センチメートルまで)	3,410	
		1件(1事項) (長さ50センチメートルを超え, 50センチメートルにつき)	1,430	
図案の調製	設計図案データの作成		1件・0.5時間	1,870
	二次元形状データの作成		1件・0.5時間	1,870
	設計図案の印刷		1枚(長さ50センチメートル)	340

3 茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校

区	分	単	位	金額(単位 円)
窯業試験	素地試験	1	件	3,960
	熱分析試験	1	件	5,170
	蛍光エックス線分析試験(定性)	1	件	3,740
	蛍光エックス線分析試験(定量)	1	成分	2,200
	エックス線回折試験	1	件	6,160
	粒度分布試験	1	件	4,290
	吸水試験	1	件	1,100
	強度試験	1	件	990
	耐寒試験	1	件	4,150
	かさ比重試験	1	件	1,650
	耐薬品試験	1	件	1,760
	外圧試験	1	件	2,090
	熱衝撃試験(陶磁器製耐熱食器)	1	件	3,630

	成 績 書 交 付	1 通	660
試 作 又 は 加 工		1 件	660以上 69,270以下

付 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和6年4月1日から、第2条及び付則第3項の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定の施行の日前に設備の使用の承認又は試験、分析、検査、調製、加工等の依頼の承認を受けている者に係る使用料又は手数料の額については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行の日前に設備の使用の承認又は試験、分析、検査、調製、加工等の依頼の承認を受けている者に係る使用料又は手数料の額については、なお従前の例による。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第57号議案

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例（平成15年茨城県条例第32号）の一部を次のように改正する。
別表中「104,500円」を「105,050円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則第3項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のつくば創業プラザの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における利用に対して徴収すべき利用料金又は使用料の額について適用する。
- 3 つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例第13条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 4 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。
- 5 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第22条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。
- 6 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事がつくば創業プラザの設置及び管理に関する条例第22条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第58号議案

茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年茨城県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「234,600円」を「246,300円」に改める。

第7条中「相当する額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加える。

別表小型電気炉高温酸化焼成の項中「4,070円」を「4,950円」に改め、同表小型電気炉高温還元焼成の項中「5,720円」を「8,360円」に改め、同表小型電気炉低温焼成の項中「2,420円」を「2,860円」に改め、同表電気炉（40キロワット）高温酸化焼成の項中「27,170円」を「34,870円」に改め、同表電気炉（40キロワット）高温還元焼成の項中「35,970円」を「40,370円」に改め、同表電気炉（40キロワット）低温焼成の項中「15,290円」を「19,470円」に改め、同表ポットミルの項中「600円」を「660円」に改め、同表フレットミルの項中「1,530円」を「1,760円」に改め、同表ジョークラッシャーの項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表真空土練機（大型）の項中「770円」を「1,210円」に改め、同表真空土練機（小型）の項中「230円」を「440円」に改め、同表精土一式（大型）の項中「6,730円」を「9,240円」に改め、同表精土一式（小型）の項中「660円」を「1,100円」に改め、同表スタンプミルの項及びセラローラーの項中「120円」を「440円」に改め、同表油圧式圧縮試験機の項中「120円」を「1,650円」に改め、同表曲げ試験機の項中「230円」を「1,430円」に改め、同表自動乳鉢の項中「120円」を「440円」に改め、同表ラバープレスの項中「1,000円」を「1,320円」に改め、同表簡易分光色差計の項中「560円」を「990円」に改め、同表マイクロ스코プの項を削り、同表蛍光エックス線分析装置の項中「1,650円」を「2,090円」に改め、同表エックス線回折装置の項中「2,200円」を「2,640円」に改める。

付 則

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 別表マイクロ스코プの項を削る改正規定 令和6年4月1日
 - 別表の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び次項の規定 令和6年10月1日
 - 前2号に掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日
- 令和6年10月1日前に設備の使用の承認を受けている者に係る使用料は、なお従前の例による。
- この条例による改正後の茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例第5条第2項及び第7条の規定は、令和7年4月1日以後に入学する者に係る授業料について適用し、同日前から引き続き在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、令和7年4月1日以後において、休学により原級にとどまった者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第59号議案

いばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

いばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例（平成20年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1号棟（いばらき量子ビーム研究センター）の使用料 1 施設の使用料 (1) 研究支援施設の使用料の表中「1,050円」を「1,060円」に改める。

別表第2 2号棟（いばらき中性子医療研究センター）の使用料 研究支援施設の使用料の表中「1,570円」を「1,580円」に、「2,350円」を「2,360円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のいばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における利用に対して徴収すべき使用料の額について適用する。
- 3 この条例の施行の際既にこの条例による改正前のいばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による使用料を納付している者は、当該納付に係る使用料の額と改正後の条例の規定による使用料の額との差額を利用するときまでに納付しなければならない。
- 4 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、改正後の条例別表第1及び別表第2に掲げる額の使用料を知事に納付しなければならない。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第60号議案

茨城県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和58年茨城県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表中「118,800円」を「132,400円」に、「18,000円」を「20,300円」に改める。

第7条中「相当する額」の次に「（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入学する者に係る授業料について適用し、施行日前から引き続き在学する者に係る授業料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後において、休学により原級にとどまった者に係る授業料の額は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第61号議案

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2 2 特定施設の利用料金の表中「2,280円」を「3,030円」に、「1,140円」を「1,520円」に、「1,480円」を「1,970円」に、「720円」を「990円」に、「1,240円」を「1,480円」に、「620円」を「740円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の規定により使用の承認を受けている者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例第10条に規定する指定管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2 2 特定施設の利用料金の表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定により施行日以後における使用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 4 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第2 2 特定施設の利用料金の表に掲げる額の範囲内において、茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定による施行日以後の使用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第20条第1項の規定により施行日以後の使用に係る使用料の額を定めることができる。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第62号議案

茨城県漁港管理条例及び茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(茨城県漁港管理条例の一部改正)

第1条 茨城県漁港管理条例（昭和34年茨城県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第14条の2第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

(茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表16の3の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項第3号中「第38条」を「第38条第1項」に改め、同表16の4の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第63号議案

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1（2）有料公園施設の表偕楽園の項中「好文亭」の次に「， 駐車場」を加え、同表砂沼広域公園の項を削る。

別表第2（6）有料公園施設を利用する場合の表を別表第2（6）有料公園施設を利用する場合 その1の表とし、同表の次に次の1表を加える。

その2

都 市 公 園 名	有 料 公 園 施 設 名	単 位	金 額 (単位 円)	徴 収 期 間
偕 楽 園	駐 車 場	1 回 に つ き	3,000円を超えない範囲内で規則で定める額	規則で定める期間

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その2の表砂沼広域公園の項を削る。

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 イ 特別利用料金の表備考第5項中「， 砂沼広域公園の多目的広場」を削る。

第2条 茨城県都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2（5）有料公園区域を利用する場合の表偕楽園の項中「300」を「320」に、「150」を「160」に、「230」を「240」に、「120」を「130」に改める。

別表第2（6）有料公園施設を利用する場合 その1の表偕楽園の項中「200」を「230」に、「100」を「120」に、「150」を「170」に、「80」を「90」に改め、同表弘道館公園の項中「400」を「420」に、「200」を「210」に、「300」を「320」に、「150」を「160」に改める。

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その1の表港公園の項中「200」を「230」に、「100」を「120」に、「160」を「180」に、「80」を「90」に改める。

別表第3（2）有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その2の表備考以外の部分を次のように改める。

その2

区分 都市公園名	有料公園名 施設名		アマチュアスポーツ				個人利用料金 (単位 円)	
			団体利用料金 (単位 円)			1時間ま でごとに		
			時間区分					
			8時30分 から12時 まで	12時から 17時まで	8時30分 から17時 まで			
堀 原 運 動 公 園	競技場		4,060	5,030	8,350	1,230	2時間までごとに 1人につき 110	
	野球場		6,260	8,350	12,290	1,730		
	武道館	大道場	6,640	7,990	12,900	1,840	2時間までごとに 1人につき 180	
		柔道場	2,700	2,960	4,920	850		
		剣道場						
		弓道場	3,070	3,690	5,530	920		
会議室		1室につき 1,730	1室につき 2,080	1室につき 2,960	1室につき 680	団体利用料金に同じ。		
笠 松 運 動	陸上競技場		8,610	10,330	17,080	4,300	2時間までごとに 1人につき 110	
	補助陸上競技場		2,460	2,840	4,430	680	2時間までごとに 1人につき 110	
	テニスコート		1面につき 1,180	1面につき 1,730	1面につき 2,700	1面につき 390	団体利用料金に同じ。	
	体育館	主競技場	全面	8,610	10,330	16,600	2,460	2時間までごとに 1人につき 170
			片面	4,300	5,160	8,350	1,230	
		補助競技場	全面	2,700	2,960	4,920	850	
			片面	1,230	1,350	2,460	440	
	児童スポーツ広場		850	1,180	1,730	320	無料	
	球技場		4,060	5,030	8,350	1,230	2時間までごとに 1人につき 110	
	野球場		3,200	4,060	6,260	850		
登はん競技場		1面につき 610	1面につき 790	1面につき 1,230	1面につき 180	団体利用料金に同じ。		
投てき場		1,430	1,650	2,560	400	団体利用料金に同じ。		
屋内水泳	メインプール	全面	63,280	90,410	153,690	18,090	2時間までごとに 1人につき 大人 590 中高生 420	
		コース	1コースに つき 6,630	1コースに つき 9,460	1コースに つき 16,080	1コースに つき 1,900		
	サブ	全面	50,880	72,680	123,550	14,530		
		片面	25,640	36,640	62,280	7,340		

営利・宣伝を目的としない アマチュアスポーツ以外の催物					興行及び営利・宣伝を目的とする催物				
団 体 利 用 料 金 (単位 円)					団 体 利 用 料 金 (単位 円)				
時 間 区 分				1 時間ま でごとに	時 間 区 分				1 時間ま でごとに
8 時30分 から12時 まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8 時30分 から17時 まで		8 時30分 から12時 まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8 時30分 から17時 まで	
12,290	15,000		24,820	3,580	41,660	50,250		83,180	12,040
18,680	24,820		37,350	5,160	61,820	83,180		123,500	17,080
19,790	23,700	22,360	38,710	5,530	165,140	197,340	186,650	322,790	46,690
1室につき 5,160	1室につき 6,260		1室につき 8,720	1室につき 2,080	1室につき 10,330	1室につき 12,290		1室につき 20,030	1室につき 4,060
25,810	30,970	26,730	51,730	12,900	86,140	103,340	89,170	172,150	43,140
7,120	8,350		13,390	2,080	13,770	17,080		24,320	3,440
25,320	30,970	34,400	49,640	7,120	86,140	103,340	103,340	166,500	24,090
12,540	15,480	17,080	24,820	3,580	43,140	51,730	51,730	83,180	12,040
7,120	8,610	9,840	14,500	2,700	24,320	28,630	28,630	48,900	8,610
3,580	4,300	4,920	7,120	1,230	12,160	14,500	14,500	24,320	4,300
12,290	15,000		24,820	4,060	41,660	50,250		83,180	12,040
9,220	12,290		18,680	2,700	31,580	41,660		61,820	8,610
1面につき 1,840	1面につき 2,350		1面につき 3,690	1面につき 610	1面につき 6,260	1面につき 7,740		1面につき 12,290	1面につき 2,080
4,140	4,850		7,780	1,210	7,990	9,910		14,120	2,000
201,010	287,160	229,720	488,170	57,440	515,350	736,220	588,970	1,251,550	147,240
160,890	229,850	183,880	390,740	45,970	412,370	589,090	471,270	1,001,440	117,820
80,660	115,230	92,180	195,880	23,050	206,390	294,840	235,870	501,230	58,980

公 園	プール兼アイススケート場	プール	50メートルコース	1コースにつき 6,630	1コースにつき 9,460	1コースにつき 16,080	1コースにつき 1,900	小学生以下 300
			25メートルコース	1コースにつき 3,310	1コースにつき 4,730	1コースにつき 8,040	1コースにつき 950	
		飛込プール		24,000	34,270	58,270	6,860	
		スケートリンク		73,210	104,590	177,800	20,930	1回1人につき 大人 1,410 中高生 1,080 小学生以下 710
		トレーニングルーム						2時間までごとに 1人につき 大人 590 高校生以下 360
		アーチェリー場		1,320	1,690	2,640	430	2時間までごとに 1人につき 160
		会議室		1室につき 1,730	1室につき 2,080	1室につき 2,960	1室につき 680	団体利用料金に同じ。
県西総合公園		テニスコート		1面につき 1,180	1面につき 1,730	1面につき 2,700	1面につき 390	団体利用料金に同じ。
	コミュニティクラブハウス	体育室		1,230	1,350	2,460	440	2時間までごとに 1人につき 170
		会議室		1室につき 1,730	1室につき 2,080	1室につき 2,960	1室につき 680	団体利用料金に同じ。
大子広域公園		テニスコート		1面につき 1,180	1面につき 1,730	1面につき 2,700	1面につき 390	団体利用料金に同じ。

120,780	172,530	138,030	293,310	34,510	200,600	286,570	229,260	487,160	57,320
378,030	540,050	432,040	918,080	108,010	637,780	911,110	728,880	1,548,880	182,230
1室につき 5,160	1室につき 6,260		1室につき 8,720	1室につき 2,080	1室につき 10,330	1室につき 12,290		1室につき 20,030	1室につき 4,060
3,580	4,300	4,920	7,120	1,230	12,160	14,500	14,500	24,320	4,300
1室につき 5,160	1室につき 6,260		1室につき 8,720	1室につき 2,080	1室につき 10,330	1室につき 12,290		1室につき 20,030	1室につき 4,060

別表第3 (2) 有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その3の表大洗公園の項中「2,510」を「2,840」に、「1,040」を「1,180」に、「810」を「920」に、「340」を「390」に改める。

別表第3 (2) 有料公園施設を利用する場合 イ 特別利用料金の表備考以外の部分を次のように改める。

イ 特別利用料金

名 称		金 額 (単位 円)				
		時 間 区 分			1時間までごとに	
		8時30分から 12時まで	12時から17時 まで	8時30分から 17時まで		
拡 声 装 置		2,080	2,080	3,940	500	
野 球 場 カ ウ ン ト 操 作 器		2,080	2,080	3,940	500	
電 光 標 示 器		1,060	1,060	2,080	390	
大型 電光 掲示板	アマチュアスポーツに利用 する場合	実費相当額				
	アマチュアスポーツ以外に 利用する場合	5,760	8,220	13,980	1,650	
大型 映像 装置	アマチュアスポーツに利用 する場合	実費相当額				
	アマチュア スポーツ以 外に利用す る場合	笠松運動公園 陸上競技場	80,430	114,890	195,320	22,980
		笠松運動公園 屋内水泳プー ル兼アイス スケート場	7,340	10,460	17,790	2,090
浴 室		2,080	2,080	3,940	560	
温 水 シ ャ ワ ー 室		2,080	2,080	3,940	560	
ピ ア ノ		8,610	8,610	13,770	2,080	
照明 使用 電力	笠松運動公園陸上競技場の照明 施設の全部を使用する場合				162,810	
	笠松運動公園陸上競技場の照明 施設の3分の2を使用する場合				108,540	
	そ の 他	実費相当額				
冷 暖 房 料		実費相当額				
コ イ ン ロ ッ カ ー		1回につき			120	
ヘ ア ド ラ イ ヤ ー		1回(3分間)につき			20	
温 水 シ ャ ワ ー		1回(5分間)につき			120	
ス ケ ー ト 靴		1回につき			420	

付 則

- この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条及び次項の規定は同年10月1日から、付則第3項及び第4項の規定は公布の日から施行する。
- 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の茨城県都市公園条例の規定により利用の許可を受けている者

に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。

- 3 茨城県都市公園条例第15条の2に規定する指定管理者は、第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定による改正後の茨城県都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第3に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県都市公園条例第15条の8第2項の規定により施行日以後の利用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 4 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第3に掲げる額の範囲内において、茨城県都市公園条例第15条の8第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第15条の12第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第64号議案

茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第29条第2項中「当該部分」の次に「の特定主要構造部」を加える。

第35条の2第1項ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第42条第2項ただし書中「建築物」の次に「の特定主要構造部」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第65号議案

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係） 入館料

教育機関の名称	入 館 料			
茨城県近代美術館	常 設 展	児 童 生 徒 等	1人につき 200円 (1人につき 140円)	共通年間入館料 (1) 児童生徒等 1人につき 1,180円 (2) 高校生等 1人につき 2,370円 (3) その他の者 1人につき 3,550円
		高 校 生 等	1人につき 270円 (1人につき 200円)	
		そ の 他 の 者	1人につき 360円 (1人につき 270円)	
	所 蔵 品 展	児 童 生 徒 等	1人につき 90円 (1人につき 60円)	
		高 校 生 等	1人につき 140円 (1人につき 90円)	
		そ の 他 の 者	1人につき 210円 (1人につき 170円)	
企 画 展	1人につき1,360円以内でその都度教育委員会が定める額			
茨城県陶芸美術館	常 設 展	児 童 生 徒 等	1人につき 180円 (1人につき 150円)	
		高 校 生 等	1人につき 290円 (1人につき 240円)	
		そ の 他 の 者	1人につき 360円 (1人につき 290円)	
	企 画 展	1人につき950円以内でその都度教育委員会が定める額		
ミュージアムパーク 茨城県自然博物館	展 示 室 及 野 外 施 設	児 童 生 徒 等	1人につき 110円 (1人につき 60円)	年間入館料 (1) 児童生徒等 1人につき 360円 (2) 高校生等 1人につき 1,180円 (3) その他の者 1人につき 1,770円
		高 校 生 等	1人につき 380円 (1人につき 240円)	
		そ の 他 の 者	1人につき 610円 (1人につき 500円)	
		上記にかかわらず、特別な展示をしたときは、1人につき1,230円以内でその都度教育委員会が定める額		
	野 外 施 設	児 童 生 徒 等	1人につき 60円 (1人につき 30円)	
		高 校 生 等	1人につき 110円 (1人につき 60円)	
		そ の 他 の 者	1人につき 240円 (1人につき 110円)	

備考

1 「児童生徒等」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びにこれらの者の引率者をいう。

- 2 「高校生等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生（いずれも18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）並びにこれらの者の引率者をいう。
- 3 「その他の者」とは、1及び2以外の者をいう。
- 4 括弧内は、入館料を納入すべき者が20人以上の団体で利用する場合に適用する。
- 5 「共通年間入館料」とは、同一人が1年間に複数回茨城県近代美術館又は茨城県陶芸美術館に入館することができる入館料をいう。
- 6 「年間入館料」とは、同一人が1年間に複数回ミュージアムパーク茨城県自然博物館に入館することができる入館料をいう。

別表第2 茨城県近代美術館の項中「15,780円」を「17,800円」に、「18,920円」を「21,340円」に、「11,900円」を「13,420円」に、「14,290円」を「16,120円」に、「12,570円」を「14,180円」に、「15,720円」を「17,730円」に改め、同表茨城県陶芸美術館の項中「2,720円」を「3,070円」に、「3,400円」を「3,840円」に、「2,300円」を「2,590円」に、「2,880円」を「3,250円」に、「41,900円」を「47,260円」に、「52,380円」を「59,080円」に改める。

別表第4 (1) 茨城県立歴史館 アの表を次のように改める。

(1) 茨城県立歴史館

ア 入館

区 分	利 用 料 金
児 童 生 徒 等	1人につき 60円（1人につき 50円）
高 校 生 等	1人につき 90円（1人につき 70円）
そ の 他 の 者	1人につき 180円（1人につき150円）
上記にかかわらず、特別な展示をしたときは、1人につき 690円	

備考

- 1 「児童生徒等」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びにこれらの者の引率者をいう。
- 2 「高校生等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生（いずれも18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）並びにこれらの者の引率者をいう。
- 3 「その他の者」とは、1及び2以外の者をいう。
- 4 括弧内は、利用料金を納入すべき者が20人以上の団体で利用する場合に適用する。

別表第4 (1) 茨城県立歴史館 イの表中「7,730円」を「8,720円」に、「15,460円」を「17,440円」に、「4,660円」を「5,260円」に、「6,140円」を「6,930円」に、「10,800円」を「12,180円」に、「3,070円」を「3,460円」に改める。

別表第4 (2) 茨城県水戸生涯学習センターの表備考以外の部分を次のように改める。

(2) 茨城県水戸生涯学習センター

区 分		利 用 料 金						
		午 前 (午前9時 から正午 まで)	午 後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜 間 (午後6時 から午後 9時まで)	午前・午後 (午前9時 から午後 5時まで)	午後・夜間 (午後1時 から午後 9時まで)	全 日 (午前9時 から午後 9時まで)	
料金等を徴収しない場合	学習団体等	大 講 座 室	2,190円	2,920円	2,730円	5,110円	5,650円	7,840円
		中 講 座 室	1,590円	2,120円	1,980円	3,710円	4,100円	5,690円
		小 講 座 室	1,220円	1,620円	1,520円	2,840円	3,140円	4,360円
	その他の者	大 講 座 室	4,370円	5,830円	5,460円	10,200円	11,290円	15,660円
		中 講 座 室	3,170円	4,230円	3,960円	7,400円	8,190円	11,360円
		小 講 座 室	2,430円	3,240円	3,040円	5,670円	6,280円	8,710円
料金等を徴収する場合	大 講 座 室	13,110円	17,490円	16,380円	30,600円	33,870円	46,980円	
	中 講 座 室	9,510円	12,690円	11,880円	22,200円	24,570円	34,080円	
	小 講 座 室	7,290円	9,720円	9,120円	17,010円	18,840円	26,130円	

別表第4 (3) 茨城県県北生涯学習センターの表備考以外の部分を次のように改める。

(3) 茨城県県北生涯学習センター

区 分		利 用 料 金						
		午 前 (午前9時 から正午 まで)	午 後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜 間 (午後6時 から午後 9時まで)	午前・午後 (午前9時 から午後 5時まで)	午後・夜間 (午後1時 から午後 9時まで)	全 日 (午前9時 から午後 9時まで)	
料 金 団 体	学 習	小 講 座 室 1	780円	1,040円	980円	1,820円	2,020円	2,800円
		小 講 座 室 2	700円	940円	880円	1,640円	1,820円	2,520円
		小 講 座 室 3	780円	1,040円	980円	1,820円	2,020円	2,800円
		小 講 座 室 4	700円	940円	880円	1,640円	1,820円	2,520円
	中 講 座 室	小 講 座 室 5	750円	1,000円	930円	1,750円	1,930円	2,680円
		中 講 座 室 1	1,870円	2,500円	2,340円	4,370円	4,840円	6,710円
		中 講 座 室 2	2,510円	3,350円	3,140円	5,860円	6,490円	9,000円
		中 講 座 室 3	1,870円	2,500円	2,340円	4,370円	4,840円	6,710円

徴収	等	和室講座室 1	500円	660円	620円	1,160円	1,280円	1,780円	
		和室講座室 2	490円	660円	620円	1,150円	1,280円	1,770円	
		創作室	1,580円	2,110円	1,980円	3,690円	4,090円	5,670円	
		レッスン室	2,070円	2,760円	2,580円	4,830円	5,340円	7,410円	
		多目的ホール	2,910円	3,880円	3,630円	6,790円	7,510円	10,420円	
		パソコン室	1,820円	2,420円	2,270円	4,240円	4,690円	6,510円	
	徴収	その他	小講座室 1	1,560円	2,080円	1,950円	3,640円	4,030円	5,590円
			小講座室 2	1,400円	1,870円	1,750円	3,270円	3,620円	5,020円
			小講座室 3	1,560円	2,080円	1,950円	3,640円	4,030円	5,590円
			小講座室 4	1,400円	1,870円	1,750円	3,270円	3,620円	5,020円
			小講座室 5	1,490円	1,990円	1,860円	3,480円	3,850円	5,340円
			中講座室 1	3,740円	4,990円	4,680円	8,730円	9,670円	13,410円
その他		中講座室 2	5,020円	6,690円	6,280円	11,710円	12,970円	17,990円	
		中講座室 3	3,740円	4,990円	4,680円	8,730円	9,670円	13,410円	
		和室講座室 1	990円	1,320円	1,240円	2,310円	2,560円	3,550円	
		和室講座室 2	980円	1,310円	1,230円	2,290円	2,540円	3,520円	
		創作室	3,160円	4,210円	3,950円	7,370円	8,160円	11,320円	
		レッスン室	4,130円	5,510円	5,160円	9,640円	10,670円	14,800円	
徴収	料金を徴収	多目的ホール	5,810円	7,750円	7,260円	13,560円	15,010円	20,820円	
		パソコン室	3,630円	4,840円	4,540円	8,470円	9,380円	13,010円	
		小講座室 1	4,680円	6,240円	5,850円	10,920円	12,090円	16,770円	
		小講座室 2	4,200円	5,610円	5,250円	9,810円	10,860円	15,060円	
		小講座室 3	4,680円	6,240円	5,850円	10,920円	12,090円	16,770円	
		小講座室 4	4,200円	5,610円	5,250円	9,810円	10,860円	15,060円	
	料金を徴収	小講座室 5	4,470円	5,970円	5,580円	10,440円	11,550円	16,020円	
		中講座室 1	11,220円	14,970円	14,040円	26,190円	29,010円	40,230円	
		中講座室 2	15,060円	20,070円	18,840円	35,130円	38,910円	53,970円	

収 す る 場 合	中講座室 3	11,220円	14,970円	14,040円	26,190円	29,010円	40,230円
	和室講座室 1	2,970円	3,960円	3,720円	6,930円	7,680円	10,650円
	和室講座室 2	2,940円	3,930円	3,690円	6,870円	7,620円	10,560円
	創作室	9,480円	12,630円	11,850円	22,110円	24,480円	33,960円
	レッスン室	12,390円	16,530円	15,480円	28,920円	32,010円	44,400円
	多目的ホール	17,430円	23,250円	21,780円	40,680円	45,030円	62,460円
	パソコン室	10,890円	14,520円	13,620円	25,410円	28,140円	39,030円

別表第4 (4) 茨城県鹿行生涯学習センター アの表を次のように改める。

(4) 茨城県鹿行生涯学習センター

ア 施設

区 分		利 用 料 金					
		午 前 (午前9時 から正午 まで)	午 後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜 間 (午後6時 から午後 9時まで)	午前・午後 (午前9時 から午後 5時まで)	午後・夜間 (午後1時 から午後 9時まで)	全 日 (午前9時 から午後 9時まで)
学 習 金 団 体 を 等 徴	小研修室(1)	790円	1,060円	990円	1,850円	2,050円	2,840円
	小研修室(2)	790円	1,060円	990円	1,850円	2,050円	2,840円
	中研修室(1)	920円	1,220円	1,150円	2,140円	2,370円	3,290円
	中研修室(2)	920円	1,220円	1,150円	2,140円	2,370円	3,290円
	大研修室	2,200円	2,930円	2,750円	5,130円	5,680円	7,880円
	音楽視聴覚室	2,120円	2,830円	2,650円	4,950円	5,480円	7,600円
	美術工芸室	660円	880円	820円	1,540円	1,700円	2,360円
	トレーニング室	2,020円	2,700円	2,530円	4,720円	5,230円	7,250円
	和室研修室	1,910円	2,540円	2,380円	4,450円	4,920円	6,830円
	特別会議室	890円	1,190円	1,120円	2,080円	2,310円	3,200円
	団体交流室	980円	1,300円	1,220円	2,280円	2,520円	3,500円
	講座室(1)	1,890円	2,520円	2,360円	4,410円	4,880円	6,770円
	講座室(2)	2,410円	3,210円	3,010円	5,620円	6,220円	8,630円
多目的ホール	4,410円	5,880円	5,520円	10,290円	11,400円	15,810円	

収	ホール控室(1)	460円	610円	570円	1,070円	1,180円	1,640円
	ホール控室(2)	460円	610円	570円	1,070円	1,180円	1,640円
し な の い 場 合 者	小研修室(1)	1,580円	2,110円	1,980円	3,690円	4,090円	5,670円
	小研修室(2)	1,580円	2,110円	1,980円	3,690円	4,090円	5,670円
	中研修室(1)	1,830円	2,440円	2,290円	4,270円	4,730円	6,560円
	中研修室(2)	1,830円	2,440円	2,290円	4,270円	4,730円	6,560円
	大研修室	4,390円	5,850円	5,490円	10,240円	11,340円	15,730円
	音楽視聴覚室	4,240円	5,650円	5,300円	9,890円	10,950円	15,190円
	美術工芸室	1,310円	1,750円	1,640円	3,060円	3,390円	4,700円
	トレーニング室	4,040円	5,390円	5,050円	9,430円	10,440円	14,480円
	和室研修室	3,810円	5,080円	4,760円	8,890円	9,840円	13,650円
	特別会議室	1,780円	2,370円	2,230円	4,150円	4,600円	6,380円
	団体交流室	1,950円	2,600円	2,440円	4,550円	5,040円	6,990円
	講座室(1)	3,770円	5,030円	4,710円	8,800円	9,740円	13,510円
	講座室(2)	4,810円	6,410円	6,010円	11,220円	12,420円	17,230円
	多目的ホール	8,820円	11,760円	11,030円	20,580円	22,790円	31,610円
	ホール控室(1)	910円	1,210円	1,140円	2,120円	2,350円	3,260円
	ホール控室(2)	910円	1,210円	1,140円	2,120円	2,350円	3,260円
料 金 等 を 徴 収	小研修室(1)	4,740円	6,330円	5,940円	11,070円	12,270円	17,010円
	小研修室(2)	4,740円	6,330円	5,940円	11,070円	12,270円	17,010円
	中研修室(1)	5,490円	7,320円	6,870円	12,810円	14,190円	19,680円
	中研修室(2)	5,490円	7,320円	6,870円	12,810円	14,190円	19,680円
	大研修室	13,170円	17,550円	16,470円	30,720円	34,020円	47,190円
	音楽視聴覚室	12,720円	16,950円	15,900円	29,670円	32,850円	45,570円
	美術工芸室	3,930円	5,250円	4,920円	9,180円	10,170円	14,100円
	トレーニング室	12,120円	16,170円	15,150円	28,290円	31,320円	43,440円
	和室研修室	11,430円	15,240円	14,280円	26,670円	29,520円	40,950円

す る 場 合	特別会議室	5,340円	7,110円	6,690円	12,450円	13,800円	19,140円
	団体交流室	5,850円	7,800円	7,320円	13,650円	15,120円	20,970円
	講座室(1)	11,310円	15,090円	14,130円	26,400円	29,220円	40,530円
	講座室(2)	14,430円	19,230円	18,030円	33,660円	37,260円	51,690円
	多目的ホール	26,460円	35,280円	33,090円	61,740円	68,370円	94,830円
	ホール控室(1)	2,730円	3,630円	3,420円	6,360円	7,050円	9,780円
	ホール控室(2)	2,730円	3,630円	3,420円	6,360円	7,050円	9,780円

別表第4 (4) 茨城県鹿行生涯学習センター ウの表中「2,060円」を「2,320円」に改める。

別表第4 (5) 茨城県県南生涯学習センター アの表を次のように改める。

(5) 茨城県県南生涯学習センター

ア 施設

区 分	利 用 料 金							
	午 前 (午前9時 から正午 まで)	午 後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜 間 (午後6時 から午後 9時まで)	午前・午後 (午前9時 から午後 5時まで)	午後・夜間 (午後1時 から午後 9時まで)	全 日 (午前9時 から午後 9時まで)		
料 金 等 を 徴 収	学 習 団 体 等	小講座室1	1,320円	1,760円	1,650円	3,080円	3,410円	4,730円
		小講座室2	1,370円	1,830円	1,720円	3,200円	3,550円	4,920円
		小講座室3	520円	690円	650円	1,210円	1,340円	1,860円
		小講座室4	550円	730円	680円	1,280円	1,410円	1,960円
		中講座室1	2,200円	2,930円	2,750円	5,130円	5,680円	7,880円
		中講座室2	1,580円	2,110円	1,980円	3,690円	4,090円	5,670円
		和室講座室1	870円	1,160円	1,090円	2,030円	2,250円	3,120円
		和室講座室2	540円	720円	680円	1,260円	1,400円	1,940円
		創作室	1,320円	1,760円	1,650円	3,080円	3,410円	4,730円
		音楽室	850円	1,130円	1,060円	1,980円	2,190円	3,040円
		軽運動室	2,310円	3,080円	2,890円	5,390円	5,970円	8,280円
		多目的ホール	6,050円	8,070円	7,570円	14,120円	15,640円	21,690円
		ホール控室	620円	820円	770円	1,440円	1,590円	2,210円

し そ の い 場 合 者	小講座室 1	2,630円	3,510円	3,290円	6,140円	6,800円	9,430円
	小講座室 2	2,740円	3,650円	3,430円	6,390円	7,080円	9,820円
	小講座室 3	1,030円	1,370円	1,290円	2,400円	2,660円	3,690円
	小講座室 4	1,090円	1,450円	1,360円	2,540円	2,810円	3,900円
	中講座室 1	4,390円	5,850円	5,490円	10,240円	11,340円	15,730円
	中講座室 2	3,160円	4,210円	3,950円	7,370円	8,160円	11,320円
	他 和室講座室 1	1,740円	2,320円	2,180円	4,060円	4,500円	6,240円
	和室講座室 2	1,080円	1,440円	1,350円	2,520円	2,790円	3,870円
	の 創 作 室	2,630円	3,510円	3,290円	6,140円	6,800円	9,430円
	音 楽 室	1,690円	2,250円	2,110円	3,940円	4,360円	6,050円
	者 軽 運 動 室	4,620円	6,160円	5,780円	10,780円	11,940円	16,560円
	多目的ホール	12,100円	16,130円	15,130円	28,230円	31,260円	43,360円
	ホ ー ル 控 室	1,230円	1,640円	1,540円	2,870円	3,180円	4,410円
料 金 等 を 徴 収 す る 場 合	小講座室 1	7,890円	10,530円	9,870円	18,420円	20,400円	28,290円
	小講座室 2	8,220円	10,950円	10,290円	19,170円	21,240円	29,460円
	小講座室 3	3,090円	4,110円	3,870円	7,200円	7,980円	11,070円
	小講座室 4	3,270円	4,350円	4,080円	7,620円	8,430円	11,700円
	中講座室 1	13,170円	17,550円	16,470円	30,720円	34,020円	47,190円
	中講座室 2	9,480円	12,630円	11,850円	22,110円	24,480円	33,960円
	和室講座室 1	5,220円	6,960円	6,540円	12,180円	13,500円	18,720円
	和室講座室 2	3,240円	4,320円	4,050円	7,560円	8,370円	11,610円
	創 作 室	7,890円	10,530円	9,870円	18,420円	20,400円	28,290円
	音 楽 室	5,070円	6,750円	6,330円	11,820円	13,080円	18,150円
	軽 運 動 室	13,860円	18,480円	17,340円	32,340円	35,820円	49,680円
	多目的ホール	36,300円	48,390円	45,390円	84,690円	93,780円	130,080円
	ホ ー ル 控 室	3,690円	4,920円	4,620円	8,610円	9,540円	13,230円

別表第4 (6) 茨城県県西生涯学習センター アの表を次のように改める。

(6) 茨城県県西生涯学習センター

ア 施設

区 分		利 用 料 金						
		午 前 (午前9時 から正午 まで)	午 後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜 間 (午後6時 から午後 9時まで)	午前・午後 (午前9時 から午後 5時まで)	午後・夜間 (午後1時 から午後 9時まで)	全 日 (午前9時 から午後 9時まで)	
料 金 等 団 体 を 徴 収 し な い 他 の 場 合	学 習	小 講 座 室 (1)	960円	1,280円	1,200円	2,240円	2,480円	3,440円
		小 講 座 室 (2)	1,420円	1,890円	1,770円	3,310円	3,660円	5,080円
		小 講 座 室 (3)	1,380円	1,840円	1,730円	3,220円	3,570円	4,950円
		小 講 座 室 (4)	1,350円	1,800円	1,690円	3,150円	3,490円	4,840円
		和 室 研 修 室	1,370円	1,820円	1,710円	3,190円	3,530円	4,900円
		中 講 座 室	2,600円	3,470円	3,250円	6,070円	6,720円	9,320円
		創 作 室	1,420円	1,890円	1,770円	3,310円	3,660円	5,080円
		会 議 室	2,300円	3,070円	2,880円	5,370円	5,950円	8,250円
		レ ッ ス ン 室	2,370円	3,160円	2,970円	5,530円	6,130円	8,500円
		多 目 的 ホール	3,440円	4,590円	4,300円	8,030円	8,890円	12,330円
		控 室	640円	850円	800円	1,490円	1,650円	2,290円
	そ の 他 の 場 合	小 講 座 室 (1)	1,910円	2,550円	2,390円	4,460円	4,940円	6,850円
	小 講 座 室 (2)	2,830円	3,770円	3,540円	6,600円	7,310円	10,140円	
	小 講 座 室 (3)	2,760円	3,680円	3,450円	6,440円	7,130円	9,890円	
	小 講 座 室 (4)	2,700円	3,600円	3,380円	6,300円	6,980円	9,680円	
	和 室 研 修 室	2,730円	3,640円	3,410円	6,370円	7,050円	9,780円	
	中 講 座 室	5,200円	6,930円	6,500円	12,130円	13,430円	18,630円	
	創 作 室	2,830円	3,770円	3,540円	6,600円	7,310円	10,140円	
	会 議 室	4,600円	6,130円	5,750円	10,730円	11,880円	16,480円	
	レ ッ ス ン 室	4,740円	6,320円	5,930円	11,060円	12,250円	16,990円	
	多 目 的 ホール	6,880円	9,170円	8,600円	16,050円	17,770円	24,650円	
	控 室	1,270円	1,690円	1,590円	2,960円	3,280円	4,550円	

料 金 等 を 徴 収 す る 場 合	小講座室(1)	5,730円	7,650円	7,170円	13,380円	14,820円	20,550円
	小講座室(2)	8,490円	11,310円	10,620円	19,800円	21,930円	30,420円
	小講座室(3)	8,280円	11,040円	10,350円	19,320円	21,390円	29,670円
	小講座室(4)	8,100円	10,800円	10,140円	18,900円	20,940円	29,040円
	和室研修室	8,190円	10,920円	10,230円	19,110円	21,150円	29,340円
	中講座室	15,600円	20,790円	19,500円	36,390円	40,290円	55,890円
	創作室	8,490円	11,310円	10,620円	19,800円	21,930円	30,420円
	会議室	13,800円	18,390円	17,250円	32,190円	35,640円	49,440円
	レッスン室	14,220円	18,960円	17,790円	33,180円	36,750円	50,970円
	多目的ホール	20,640円	27,510円	25,800円	48,150円	53,310円	73,950円
	控室	3,810円	5,070円	4,770円	8,880円	9,840円	13,650円

別表第4(7) その他の教育機関の表茨城県立中央青年の家の項及び茨城県立さしま少年自然の家の項中「190円」を「210円」に、「370円」を「420円」に、「80円」を「90円」に、「930円」を「1,050円」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

2 「青年等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 1以外のもので18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

(2) 利用料金を納入すべき者が5人以上の団体で使用する場合における当該使用する者の過半数が前号に掲げる者であるときの当該使用するもの

付 則

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則第4項から第7項までの規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により使用の承認を受けている者に係る利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際既に改正前の条例の規定により共通年間入館料又は年間入館料を納付している者の当該納付に係る期間における利用に対して徴収すべき入館料の額については、なお従前の例による。

4 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第11条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第4に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第18条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金を定めることができる。

5 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。

6 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第4に掲げる額の範囲内において、学校以外の教育機関の設置、管

理及び職員に関する条例第20条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

- 7 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、改正後の条例別表第2に定める額又は前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第66号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「特別措置法」という。」を加える。

第3条第1項中「及び第7条」を「、第7条及び第8条」に改める。

第7条第1項中「この項において」を「以下」に改める。

本則に次の1条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等）

第8条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置法第7条第1項の指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第67号議案

茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例（昭和47年茨城県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表 1 一般利用の場合の利用料金の表中「150円」を「170円」に、「80円」を「90円」に、「200円」を「230円」に、「100円」を「110円」に、「310円」を「350円」に、「410円」を「460円」に、「610円」を「690円」に、「810円」を「910円」に、「120円」を「140円」に、「60円」を「70円」に、「160円」を「180円」に、「240円」を「270円」に、「330円」を「370円」に、「490円」を「550円」に、「650円」を「730円」に改める。

別表 2 専用利用の場合の利用料金の表中「6,360円」を「7,170円」に、「12,710円」を「14,340円」に、「1,590円」を「1,790円」に、「8,150円」を「9,190円」に、「16,300円」を「18,390円」に、「2,040円」を「2,300円」に、「25,420円」を「28,670円」に、「3,180円」を「3,590円」に、「32,590円」を「36,760円」に、「4,070円」を「4,590円」に、「50,840円」を「57,350円」に、「65,190円」を「73,530円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、付則第3項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例の規定により利用の承認を受けている者に係る利用料金又は使用料の額については、当該承認に係る利用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。
- 3 茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第8条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 4 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。
- 5 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第18条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。
- 6 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第68号議案

茨城県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

茨城県地方警察職員定員条例（昭和35年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における警察官のうち巡査の定員は、第2条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる巡査の定員に14人を加算した員数とする。この場合において、同表中「1,497」とあるのは「1,511」と、「4,814」とあるのは「4,828」と、「5,395」とあるのは「5,409」と読み替えて、同条の規定を適用する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第69号議案

茨城県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の18の2の項中「12,700円」を「14,000円」に改め、同表の59の項を次のように改める。

59 削除	
-------	--

別表第1の60の項中「認定証」を「認定」に改め、同表の61の項を次のように改める。

61 削除	
-------	--

別表第1の74の項から78の項までを削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（茨城県証紙条例の一部改正）
- 2 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第153項を次のように改める。

153 自動車運転代行業認定申請手数料

別表中第165項を削り、第166項を第165項とし、第167項から第172項までを1項ずつ繰り上げる。

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第70号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、下記のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和6年4月1日
- 3 契約金額 1,650万円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、契約の定めるところにより概算払をすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 那珂郡東海村白方中央二丁目4番17号
氏名 小笠原 隆
資格 公認会計士

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第71号議案

法人に対する出資について

次のとおり、法人に対して出資するものとする。

- 1 出資先 笠間栗ファクトリー株式会社
- 2 出資額 35,000,000円

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第72号議案

霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定により県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用について、同法第31条の2第1項の規定により関係市町村に令和6年度分として負担させる金額は、それぞれ下記のとおりとする。

記

龍ヶ崎市	466,331千円
牛久市	423,020千円
つくば市	1,642,335千円
稲敷市	16,598千円
河内町	17,117千円
利根町	74,803千円
土浦市	1,121,199千円
石岡市	275,310千円
かすみがうら市	203,538千円
小美玉市	150,211千円
阿見町	529,546千円
潮来市	343,494千円
行方市	51,575千円
水戸市	650,142千円
日立市	377,620千円
常陸太田市	146,805千円
ひたちなか市	411,437千円
常陸大宮市	81,249千円
那珂市	259,590千円
大洗町	79,720千円
城里町	43,488千円
東海村	271,249千円
ひたちなか・東海 広域事務組合	26,381千円
古河市	117,728千円
坂東市	76,447千円
境町	220,809千円
下妻市	221,429千円
常総市	104,838千円

筑西市	241,419千円
八千代町	56,911千円
桜川市	124,153千円

令和6年2月29日提出

茨城県知事 大井川 和彦

